

第12回 少年矯正を考える有識者会議

日 時 平成22年10月6日（水）午後1時30分～午後5時00分

場 所 東京高等検察庁 17階第2会議室

午後 1時30分 開会

○事務局 それでは、時間となりましたので始めさせていただきます。

岩井座長、よろしくお願いいたします。

○岩井座長 本日は、少年院・少年鑑別所の機能を生かした関係機関との連携の在り方について議論を行いたいと思います。

本日の議論を展開するに当たり、最高裁判所事務総局家庭局浅香竜太第二課長と、法務省保護局蛭原正敏観察課長に御同席いただいております。本日は、議論に先立ちまして、現在の少年院・少年鑑別所との連携状況及び今後の連携可能性について話題提供いただきまして、これを踏まえて意見交換をしていきたいと思います。

それでは、最高裁家庭局浅香第二課長から、現在の連携状況と今後の連携可能性について、よろしくお願いいたします。

○最高裁判所家庭局第二課長 ただいま御紹介いただきました最高裁家庭局第二課長の浅香でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、このような話題提供の機会を与えていただきまして、本当にありがとうございます。

家庭裁判所は、少年事件を扱うに当たって多くの関係機関と連携してございますが、中でも少年院・少年鑑別所は大変重要な連携先でありまして、これまで長年にわたって、ともに手を携えて少年の健全育成に尽力してまいりました。連携充実に向けても、お互いの先人たちが知恵を出し合いながら多種多様な工夫や改善を積み重ねてまいりました。その結果、様々な場面でいろいろな連携が図られていますが、本日は三つの柱、すなわち、一つ目として、連携の現状、二つ目として、今後の連携強化に向けて考えられる方策、三つ目として、家庭裁判所が今後期待すること、この三つに分けて話をしてまいります。

まず一つ目の柱の連携の現状についてですが、家庭裁判所が事件を受理した時点から順を追って御説明したいと思います。時間に限りがございますので、主な点についてお話しいたします。

始めに、事件受理後から審判前までについてです。家庭裁判所の観護措置決定によって少年を少年鑑別所に収容するケースについては、家庭裁判所と少年鑑別所との間で緊密に情報交換や意見交換をすることが必要となります。こうしたやり取りの中心となるのが、ケースカンファレンスと言われている、担当調査官と鑑別担当者との間で行われている事例検討になります。

調査官は、少年調査のために少年鑑別所に訪れる機会が何度もありますので、鑑別技官と顔を合わせてじっくりとカンファレンスを行うことができます。そして、調査官からは、少年の

非行歴や家庭・学校・地域など、社会調査の過程で得られた情報が、鑑別技官からは、心理テストや行動観察の結果など、鑑別の過程で得られた情報が提供されます。このようにお互いに情報を補い合いながら意見交換をすることによって多面的で彫りの深い見立てをすることが可能となり、調査・鑑別のそれぞれの精度を高めていくことができます。

特に発達障害や精神障害あるいは被虐待経験など、難しい問題を抱えている少年のケースでは、長い時間議論することも珍しくございません。また、お互いの見立てが異なるような場合にも、じっくりとカンファレンスをすることで、それぞれの根拠とすることについて理解を深めるようにしております。

調査官は、少年鑑別所と異なる処遇意見を裁判官に出す場合には、なぜ異なるのかということを含めて、調査票を作成するようにしております。このようにして作成された調査票は、鑑別結果通知書などとともに社会記録につづられます。社会記録は、少年1人に対して1冊作られることになっており、少年院や保護観察所など、処遇機関の間を行き来しますので、関係機関の情報共有ツールとしても役立てられています。そのため、調査官は、親子関係や学校の受入態勢、謝罪や示談の状況など、処遇に役立つ情報も調査票に盛り込んで連携を図っているところ です。

なお、調査官においては、調査票を作成して裁判官に提出する以外にも、裁判官とは逐次カンファレンスを行っておりまして、鑑別所に行って少年と面接をしたり、あるいは鑑別技官とカンファレンスをした後などの折々の機会に、裁判官に口頭にて報告をして、それを踏まえて裁判官と見立てなどについて議論をしております。こうした作業を受けまして、裁判官は、鑑別所や調査官の考えについて理解を深めて審理に臨み、審判指揮や処遇選択に役立たせております。

また、先ほど述べたような難しい問題を抱える少年のケースなどについては、複数の調査官が共同して調査を行う共同調査という方法も活用されております。これによって複眼的な調査を行うことで、その精度を高め、適正な処遇選択や有効な矯正教育につながるようにしております。

さて、審判の場面にまいりますと、裁判官は、法律記録を始め様々な資料を検討して、適正な処遇選択をするよう努めておりますが、要保護性の判断に当たっては、とりわけ鑑別結果通知書と調査票の二つを重要な資料として活用しております。鑑別結果通知書については、結論部分の鑑別判定はもちろんのこと、精神状況や身体状況、行動観察結果など、少年鑑別所で鑑別していただいたからこそ判明する調査結果が記載されており、少年の資質を理解する上で大

変参考になっております。

このほか、家庭裁判所においては、少年に対し、いわゆる動機付けということも行っております。すなわち、少年院送致の決定を受ける少年は、たとえ覚悟していたとしても、かなりのショックを受けることとなりますので、決定に不満を持ったり、投げやりな気分になったりする場合があります。そのような状態ではせっかくの法務教官の指導も受け入れづらくなってしまいますので、調査官や裁判官は、少年院送致がある程度見込まれる少年については、調査審判の過程において、少年院での教育を受けることがいかに必要であり、本人にとってどのような意味があるかといったことを個々の少年の状態に合わせて働き掛けていくなど、初期段階の矯正教育がスムーズに導入されるよう連携を図っております。

次に、少年院送致決定後のことです。家庭裁判所は、少年院送致の決定をすると、少年院にバトンを引き継ぐこととなりますが、それで終わりということでもありません。少年審判規則第38条第1項には、保護処分の決定をした家庭裁判所は、当該少年の動向に関心を持ち、随時、その成績を視察するよう努めなければならないとされています。これを動向視察と呼んでおりまして、裁判官や調査官が少年院を訪問し、教官に処遇の経過を説明していただいたり、少年と直接面接するなどしております。家庭裁判所にとって動向視察は、少年院における教育効果を把握して処遇選択の効果検証を行うとともに、今後一層適正な処遇選択につなげていく貴重な機会となっておりますので、各家庭裁判所は積極的に動向視察を行うように努めているところです。

実際に動向視察を行った裁判官・調査官からは、自分の送致した少年が見違えるように良くなっていったという感想を聞いております。これも少年院の教官の方々のたゆみない御指導と少年にかける熱意のたまものであると、頭の下がる思いがしております。

以上がケースを通じての連携の実情になりますが、ケースを離れても、家庭裁判所と少年院・少年鑑別所との間では様々な形で情報交換・意見交換をする機会が設けられております。

例えば、家庭裁判所が毎年主催する関係機関との連絡協議会に少年院・少年鑑別所に参列いただいで連携の在り方について協議をしたり、少年院主催の事例検討会などに裁判官・調査官がお招きいただくことがございます。

また、家庭裁判所としては、少年矯正の実情を知る様々な機会もいただいております。例えば、毎年10名ほどの調査官が、関係機関特別研究として、少年院に数日間泊まり込みをして、処遇の実情を体験的に理解しております。

また、調査官と鑑別技官のそれぞれの研修において、毎年数名ずつ相互に受け入れる交換研

修などが行われています。

さて、次は、二つ目の柱となりますが、今後の連携強化に向けて考えられる方策についてお話していきたいと思います。ここからは、限られた範囲ではあったのですが、各地の家庭裁判所からこれまで聞いている意見なり要望なりを踏まえた上で御説明してまいります。

まず、少年調査票の活用についてです。これまでの有識者会議においては、少年院側において、調査票を読み込んで教育計画の策定等に活用しているとの少年院長のお話がありましたし、調査票をもっと処遇に有効活用すべきではないかという指摘がされております。実は各地の家庭裁判所からも同じような要望が出ております。調査官としては、少年院での処遇にも役立つものになるようにとの思いで調査票を作成しておりますので、そのような要望が出るのは当然のことなのですが、その背景には実際に少年院においてどのように用いられているのかよく分からないという事情もあるようです。本田委員や石附委員の指摘にもありましたとおり、是非日々の指導に当たる法務教官の方々も含めて、調査票を読み込んでいただき、活用していただくとともに、足りないところなどを調査官にフィードバックしていただけると、ますます充実した連携につながっていくものと思われまます。

少々脱線しますが、毛利委員の書かれた「少年院のかたち」という著書にも、ある教官が指導に迷った際に、初心に立ち返って少年調査記録を読んで、そこに書かれている生活史や家庭環境といったものを踏まえて面接に活用したといった話がありました。そういったことがますます広がっていくと、調査官としても励みになって、また良い連携ができていくのではないかと思います。

そして、家庭裁判所としても、そういった連携につなげるためにも、なるべく早く調査票を少年院に送付するとともに、一層分かりやすい調査票となるように努めてまいりたいと思っています。もし、調査票の記載内容によく分からないような点がございましたら、どうか遠慮なく調査官の方にお問い合わせいただければと思います。

次に、ケース検討会の拡充についてです。各地の家庭裁判所からは、少年院在院中の少年について、処遇途中の適当な時点において、関係機関が集まってお互いに知恵を出し合うようなケース検討会を拡充してはどうかといった意見も少なからず出ておりました。これまでも処遇期間が相当長期間にわたるようなケースについてはそのような機会を設けていただいておりますが、これを、例えば処遇に苦慮しているケースや、環境調整が難航しているケース、さらには再鑑別を行うケースなど、現状よりももっと拡充してはどうかという意見です。これによって、家庭裁判所の知見も含め、関係機関の英知を結集して、より高い処遇効果を生むことが

期待されますとともに、家庭裁判所にとっても、そこで多くのことを学ぶことで、今後の処遇選択に生かしたり、処遇の実際を深く理解することで、連携強化にもつながるものと思われま

す。

三つ目に、再鑑別に関する情報提供についてです。この有識者会議においても、再鑑別の有用性が指摘されており、処遇効果を上げる方策の一つとなることが期待されておりますが、家庭裁判所が少年院に対して少年に関する報告又は意見の提出を求めることができると定めた少年法第28条の趣旨からしますと、再鑑別の結果については家庭裁判所にも御提供いただけるとありがたいと思います。それを踏まえて家庭裁判所としても、動向視察の実施を検討したり、ケースについて少年院等と議論するきっかけが作られて、連携強化に資するものと思われま

す。

四つ目が、共同研究についてです。先ほど述べました関係機関によるケース検討会については、基本的にはそのケースを担当した関係機関限りのものになるものと思われま

す。連携強化の観点からいたしますと、少年院や少年鑑別所の教官・技官や家庭裁判所の調査官などが共同して研究を行って、その結果なり成果物を全国レベルで活用していくこともあって良いのではないかと

思われま

す。

最後に、三つ目の柱です。せつかくの機会ですので、家庭裁判所が今後期待することを三つほど述べさせていただきます。

まず、一つ目です。最近発達障害や精神障害が疑われたり被虐待経験があったりするという難しい問題を抱えた少年が増えてきているという声を家庭裁判所から聞くことが多くなってまいりました。この有識者会議においても、行政機関だけでなく、医療や福祉の機関において、そのような問題を抱えた少年の増加傾向が指摘されているところです。このように、困難な問題を抱える少年については、処遇選択をする家庭裁判所としても、これまでの処遇で十分と言えるのか、何か特別な配慮をする必要があるのではないかという問題意識を持っているようです。もちろん、少年院や少年鑑別所におかれては、これまでも様々な工夫をされてきたことと思えますが、これまで蓄積されたケースについて、少年院や少年鑑別所の専門的知見で分析されることによって、今後は更なる専門的なプログラムが開発されていっても良いのではないかと期待しているところです。少年院がそのような先駆的な取組をますます進められていけば、そのほかの関係機関にとっても大いに参考になるものと思われま

す。その際には、広田座長代理や市川委員などからも指摘されていますとおり、医療機関との連携の重要性が増してくるものと思われま

後、少年自身、様々な課題に直面しながら社会での生活にうまく順応していかなければならないわけですが、家庭裁判所からはこの社会復帰を一層円滑にする取組を求める声が少なくなかったことを紹介したいと思います。少年院を仮退院した多くの少年は立ち直っていくわけですが、中には残念ながら再非行に至って家庭裁判所に再び来てしまう少年もおりますものですから、そのような要望が出されているものと思われまます。この問題については、この後、保護局観察課長から御説明があるところかもしれませんが、これまでも少年院と保護観察所では様々な工夫をしてこられ、最近でも、例えば就労支援に向けた取組を強化されているといったことは、私どもも承知しております。このほかにも、例えば廣瀬委員等からも指摘されておりましたとおり、少年院と保護観察所が連携を一層強化してはどうかという声が家庭裁判所からも出ておりますし、もともとの居住地から遠く離れた少年院に収容された少年の場合には、円滑な社会復帰のために一層の工夫があってもよいのではないかと、あるいは院外委嘱教育をもっと拡充してもよいのではないかとという声があったことを紹介いたします。もちろんこの問題については、家庭裁判所としても何かお役に立てることはないかと考えておりますので、協議等への参加を呼びかけていただければと思います。

三つ目に、問題発生時の対応についてです。昨年4月に発覚した広島少年院における一連の不適正処遇事案については、全国の家庭裁判所といたしましても、大変残念なことであると受け止めております。さて、この有識者会議の冒頭のあいさつにおいて法務大臣が、広島少年院における不適正処遇事案の背景の一つとして、少年院及び少年鑑別所がとかく閉鎖的になりやすいことがあるのではないかと、施設運営の透明性を高めることの重要性などを指摘されています。確かに、少年は教官からの強い影響を受けますので、御指摘の点はもっともかと思っております。そうしたこともあって、既に、教官から在院生に対する不適正処遇については不服申立制度が設けられるなど、一定の整備が図られたところですが、必ずしもその対象とはならない在院者同士の事件・事故、その中でも重大なものについては、少年院内部の手当てで終わらせたのでは不適當なものもあると思われまますので、その問題に適切に対処できる仕組みも設けておく必要性が高いと思われまます。実際、そのような要望が家庭裁判所から出ていたものから、紹介させていただきました。

以上が本日話題提供をさせていただきたいこととなります。

繰り返しになりますが、家庭裁判所は日々のケースを通じて少年院や少年鑑別所の御苦勞を存じ上げておりますし、少年院・少年鑑別所の皆様が一人でも多くの少年の更生を願って、昼夜を問わず懸命に鑑別や矯正教育に当たっておられることを重々承知しております。また、矯

正に携わる方々の先進的な研究結果などについては、これまで家庭裁判所としても大変参考にさせていただきまし、大いに刺激を受けてきたところです。そうしたこともあって、全国の家庭裁判所からは少年院や少年鑑別所を応援する声が続くことがございます。この有識者会議の議論等を経て、少年院や少年鑑別所の一層有効かつ適正な運営が図られることを期待しておりますとともに、私ども家庭裁判所としても、一層の連携強化に向けた取組を進めてまいりたいと思います。

最高裁からは以上でございます。ありがとうございました。

○岩井座長 どうもありがとうございました。

それでは続きまして、保護局蛭原観察課長から、現在の連携状況と今後の連携可能性について、よろしく願いいたします。

○保護局観察課長 法務省保護局観察課長の蛭原でございます。今日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

始めに、犯罪白書によりますと、平成20年に保護観察に付された者が3万1,000人ちょっと、そのうち少年院を仮退院して保護観察になった者が4,000人弱という数字でございます。ですので、少年院仮退院者は少年で保護観察に付される者のうちの10数%を占めるということになるかと思っております。

続いては、少年の保護観察を開始したときの居住状況について、最近20年間を見ますと、一般的には、直接保護観察に付された少年の方が、少年院を仮退院していく者よりは要保護性の点では小さいのではないかと思います。そのような観点からも見てみますと、傾向としては同じでございますけれども、少年院仮退院者については、平成20年の数字では、42%ぐらいの者が両親のもとで生活を開始し、35%ぐらいの者が母との家庭で生活を開始しているような状況で、特に母との同居の割合が増えている傾向にあるようでございます。その割合が保護観察処分少年より若干高いということがうかがえるかと思います。

続いて、保護観察に直接付された少年と、少年院を仮退院した者の罪名でございますけれども、少し特徴的に思いますのは、女子少年については、保護観察に直接付される者よりは、少年院を仮退院して保護観察に付される者について、覚せい剤とか、ぐ犯の割合が高いということと言えると思います。

最後に、保護観察を終えるときの状況でございますけれども、少年院仮退院者について、その保護処分取消しで終わっている少年が16.1%に上るわけでございます。先ほど浅香課長からも若干お話がありましたように、再非行によって改めて少年院送致の決定あるいは新たに

保護観察に付すという決定があった者がこの16.1%を占めるということでございます。実数で見えますと、この16.1%は660人ぐらいになると思いますけれども、そのうち500名ぐらいの者については、改めて少年院送致になっているという状況でございます。他方、17.8%の者については、期間の終了を待たずに、成績が良好であるということで退院ということで、退院の決定によって終了しているという者でございます。

それでは続きまして、少年院と保護観察所、更生保護とかかわる部分としまして、まず生活環境の調整が始まるところから仮退院までの流れについて御説明します。通常、少年が少年院に入院しますと、少年院から身上調査書という書面が送られてまいります。これは地方更生保護委員会と保護観察所に送付されるものでございますけれども、そこには帰住予定先とか引受人、そのほか、少年院に送致されることになった非行の概要とか生活歴等々の情報が記されているものでございます。それを受理して、保護観察所では、生活環境の調整という作業を開始します。生活環境の調整といいますものは、帰住予定地に少年が帰ってきてからの健全な生活に役立つように、いろいろな調整をするということでございます。後ほど少し詳しく申し上げたいと思います。

一方、地方更生保護委員会は、少年院に収容中の少年の仮退院の決定等をするところでございますけれども、その前に、まず地方更生保護委員会に所属する保護観察官が少年院に出向きまして、少年と面接をして調査をするということを行っております。これがいわゆる36条調査と言っているものです。ここで、その少年の少年院における生活ぶり、改善更生の度合い等について話を伺うということを行っております。少年院での改善が進んで、処遇段階が1級の上ですか、一番上の段階に達しますと、通常少年院の長から仮退院の申出がございまして、地方更生保護委員会ではこれを受けまして、担当の委員が改めて面接するなどして調査をし、その後、委員会の3人の委員で合議体をつくっておりますので、そこで仮退院の許可についての合議を行って、仮退院の許可決定という流れになります。御承知のように、少年院からの出院の状況は、ほとんどの少年についてはこの仮退院の許可によって出院しているという状況でございます。

それでは、今申し上げました生活環境の調整について、簡単に、事例そのものではございませんけれども、事例の形をとりまして、やっていることについて少し具体的に御説明させていただければと思います。

一つは、性非行少年の帰住地の調整というものでございます。この少年は、小学校から不登校、引きこもりがちで、中学校卒業後も言わば無為徒食の生活をしておりました。中学校卒業

といっても、ほとんど学校には登校していないという状況でございます。19歳のときに、自宅近くで強姦未遂事件を起こした。これは、この少年が被害者に対して一方的な好意を抱いて、その事件以前にも被害者宅に侵入して、被害者の持ち物に触れてみたり、持ち出してみたりといったことを繰り返していた挙げ句の事件でございました。

この少年について生活環境の調整が始まりまして、この少年の希望するところは、自宅、両親のもとに帰宅したいということで、両親も少年の受入れについては引き受けるということで、認めている状況ではありました。しかしながら、先ほど申し上げましたように、この強姦未遂事件を自宅近くで起こしたものでございますので、被害者がそれを非常に不安に思っていて、自宅に帰ることが適当とはいえない状況でありました。そのようなことで自宅に帰ることが必ずしも適当ではないということで、保護観察所と少年院といろいろ協議しながら、更生保護施設に帰住することができないかということもありまして、更生保護施設を幾つか調整した結果、最終的に更生保護施設に帰住することができるようになったというものでございます。これは、少年院と保護観察所が、当初親元を引受先として、それはそれで帰れる、ということであったのですけれども、適当ではないということで、協議をしながら更生保護施設に帰住することができるようになった。そういう意味合いでの例として提出いたしました。

もう一つは、知的障害を有する少年についての帰住地の調整の例でございます。この少年は、小学校のときから特別支援学級に通っていた少年でございます。両親は早くに離婚しまして、実母が生活保護を受給しながらこの少年を養育していたということでございますが、少年については、中学校に上がった段階で、学校内での暴力行為とか、無賃乗車を繰り返す、あるいは女兒の体に触ったりするようなわいせつな行為をすといったことが多発しておりました。その後、養護学校の高等部に在学中に強盗、路上で女性から財布をとったということでございます。

この少年が少年院に送致された後、生活環境の調整が始まったわけでございますけれども、母親は、それまでのたび重なるいろいろな苦勞に、もう受入れに消極的な態度、どちらかという拒否的な態度になっておりました。そこで、保護観察所でも少年院でもそれぞれに適当な福祉的な居住施設が必要ではないかということで動いていたわけでございますけれども、なかなかそれぞれにはうまくいかず、この場合では地方更生保護委員会が保護観察所と少年院との言わば仲立ちに入るような形で、そこに福祉関係の人にも加わっていただきまして、いわゆるチームでの調整のような作業をいたしまして、情報も共有し、いろいろ協議をした結果、結局、入所型の施設に帰住することができたという事例でございます。ここでは先ほどの事例とは少

し違って、少年院と保護観察所、それに地方更生保護委員会、それと福祉の関係機関が協議をしながら生活環境の調整を進めたという意味合いで提出、説明させていただきました。

生活環境の調整については、以上のような事例等があるところでございます。

もう一つ御説明したいと思いましたが、出院後のことでございます。少年が出院後に、これまでの話にも出てきましたように、電話等で少年院の先生に悩みを打ち明けるといったことがあるということございまして、それらについて、保護観察所の方でも、こういう話があったんだけどもということ連絡をいただくこともございます。あるいは保護観察の過程で担当の保護観察官あるいは保護司に少年が「もう少年院に戻りたい」といった発言をするということもあると聞いています。現状、そのような場合に、そういう発言あるいは連絡を受け止めて、その上で処遇に当たるということでございます。

次に、少年院との連携ということで、今まで具体的な例などで御説明しましたが、改めて整理したような形で申し上げますと、生活環境の調整ということでは、帰住先を確保する、帰住先をその少年の社会復帰に適切なものに整える、準備するということ、協議をしながら進めているところでございます。通常、担当の保護観察官や保護司が帰住先を訪問して、その引受けの意思等について確認しながら、その上でその後の、例えば学校への復学、それから就職、そういった生活の計画について、あるいは家族関係についての調整、それから交友関係の問題とか、そのようなことについて聞きながら、可能な限り少年が在院中に調整するというところでございます。そのような作業の結果は少年院にももちろん通知いたしますので、少年院においてそれを院内での指導に活用していただいていると承知しております。また、担当の保護観察官あるいは保護司が少年院を訪問して、直接その少年に面会もしまして、それを生活環境の調整に役立てているという事例もあると思います。

もう一つは仮退院の審理でございます。先ほど申し上げましたように、地方更生保護委員会の保護観察官が調査をし、その上で仮退院についての申出があった時点で担当の委員が面接調査を行い、仮退院に向けての作業をしているわけでございますけれども、その中で把握した、いろいろな生活環境の調整を進める上での情報等については、それを保護観察所に連絡し、あるいは少年院に出向いて面接をしているわけでございますので、その少年院の教官の方々と協議する等によってその少年院での処遇にも役立たせていただいていると考えております。

そういった個別のと言いますか、実際に伺っての情報のやり取りに加えて、一般的な処遇情報の引継ぎといったことでは、少年院を仮退院した少年についての保護観察が開始されますと、少年院から少年簿を送っていただきますので、少年簿に記載された少年院での生活の状況なり

について見せていただいた上で、その後の保護観察の処遇を進めるということになります。

そのほか、一般に研究授業あるいは事例研究会といった形で、少年院から声をかけていただいて保護観察官が参加しているものもございますし、あるいは先ほどお話がございましたような家庭裁判所主催の連絡協議会等もございますので、このような機会に少年院の教官の皆さんと保護観察所の保護観察官、地方更生保護委員会の保護観察官等がいろいろな協議をしているという実情がございます。

そのほか、人事交流、研修ということもございますけれども、省内の組織間交流をやっておりまして、この制度によって毎年数名の者が保護観察所から少年院に交流し、その逆も行われているということもございます。若手から統括クラスまでについて、矯正との人事交流が行われているところでございます。また、研修につきましては、新任の保護観察官について、1週間の少年院での実地の研修を数年前からさせていただいているところで、若手の保護観察官は全員がこの実地研修を受けているという状況でございます。

続いて、少年鑑別所との連携についてでございます。これは主として、鑑別結果の引継ぎということでございます。少年院から仮退院してきた少年についてはもちろん、家庭裁判所の決定で直接保護観察に付される者につきましても、少年鑑別所の収容を経ている者については少年簿の送付を受けますので、それを参考にさせていただいた上で保護観察の実施計画を立てているところでございます。

鑑別の依頼につきましては、例えば交通違反等の交通事件で保護観察に付される少年が多数おりますけれども、こういった少年についての運転態度検査を少年鑑別所に依頼してやっていただいて、これを少年の交通態度に関する指導に活用させていただいているところがございます。これは、相当数の者について、現に依頼してやっていただいているというところでございます。

それから、保護観察中の少年が残念ながら再非行によって収容されるという場合には、保護観察所から保護観察状況等報告書というものを送付いたします。そこには保護観察の実施状況、少年の生活状況についてできるだけ詳しく記載して、あるいはその問題点を改善するためにどのようなことをやってきたかということも記しておりますので、少年鑑別所における鑑別の作業等に活用していただいているものと承知しております。

そのほか、連絡協議会、人事交流等につきましては、少年院の場合と同様でございます。

現状、そのようなことでございますので、それぞれ連携の場面を今後ますます充実させていくということが必要になると考えますけれども、そのうち幾つかの項目について特に申し上げ

たいと思いますのは、まず少年院との連携の強化ということにつきましては、生活環境の調整における連携の強化でございます。まず、入院後、早期からの連携について、先ほど申し上げましたように、少年院から身上調査書をいただいて、それを受けて保護観察所で生活環境の調整を開始し、その区切りごとに生活環境の調整の状況を少年院に通知する。それに基づいて、少年院でも必要な指導といいますか、処遇が行われる。そういうサイクルでございますけれども、これをできるだけ早くから開始する、内容も充実したものにすることが、この連携の強化のまず第一になろうかと思います。

その一環として一つ考えられますのが、実際に入院後に保護観察を実施することになる保護観察所の担当の保護司、生活環境の調整を担当している保護司あるいは保護観察官が少年院を訪問して、この少年と直接面会し、少年院の教官と協議するなりして、これを生活環境の調整の実施にも役立てることができると思いますし、入院後の保護観察についての具体的なイメージをより高めていくことができると思います。場合によっては、生活環境の状況の新たな情報から、院内での処遇について役立てていただくということもあろうかと思います。

こういうことがすべての少年についてできるかどうかというのは、また難しいところもございますけれども、例えば少年院を仮退院してくる場合は、最初の処遇が非常に難しいのでございまして、入院してきて当初の段階で、例えば通学先あるいは就労先が判然としない、どのようにしていくかという方向性についても必ずしも明確ではないといったことと、どうしてももともと生活していた場所に帰住した場合には、再び友達と歩き回るようなことが復活して、もともとと言っていた立派な生活計画もなかなか忘れ去られてしまうということにもなりかねませんので、そういうおそれが少し具体的に考えられるような少年については、早期から、例えば保護観察所からも人が直接出かけて行って面会し、少年院の先生とも協議をし、その上で帰住後の就労あるいは通学の計画をできるだけ具体的に、仮にここの仕事に就くというところまで決められなくても、帰住後の生活をできるだけ具体性を持ったものにして、はっきりした計画がないので遊んでしまうといったことにならないようにすることが考えられると思います。

それから、入院後の連携につきましては、先ほども申し上げましたように、少年院の方に入院後少年から電話があったりする例もあるということでございまして、そういった情報については伺わせていただいて、それを保護観察における指導の参考にもさせていただいておりますけれども、それに加えて、例えばですけれども、少年院でやっていただいている職業指導とか、資格のいろいろな訓練といったものが、入院後に実際に役立つものになるように、もし資格の

取得等について、勉強はしたけれども、資格の取得に至らず仮退院に時期的になってしまったといったものについて、出院後に少年院側から何らかのその資格取得についての支援を受けられないかとか、そういった具体的なことについて支援を受けられるようなことについて、今後相談させていただきたいなと考えているところでございます。

最後に、少年鑑別所との連携の強化につきましても、先ほど申し上げましたように、現在やっていることの中身をより強化するということがまず一つでございますけれども、少し、今は余りされていないということについて申し上げますと、依頼鑑別による保護観察の処遇の充実ということでございます。先ほど申し上げましたように、交通で保護観察に付されている少年につきましては、相当数の少年について運転態度検査といった形で鑑別をしていただいているところでございますけれども、それに加えて、保護観察の実施計画、この処遇計画を見直す過程において、あるいは良好な生活状況が続いて退院等の良好措置がとれるのではないかとするとき、あるいは非常に不安定な生活状況が続いて遵守事項を守れないのでその不良措置を検討しなければならないといった場合に、少年本人の心理的な状況とか、心理的な機制と申しますか、そういったことについてのある程度明確な調査・鑑別をしていただいた上での方がきちんとしたものが作成できるということがもちろんございますので、そういった場合において鑑別を依頼することはできないか。依頼鑑別をさせていただいて、その上で処遇の充実を保護観察所として図りたいということがございます。これについては、先ごろ矯正局と保護局で協議をしまして、これまで以上に依頼鑑別を必要に応じてやれるようにという枠組み作りも行って、現場各庁に通知をしたところでありますけれども、そのようなところを更に努力して充実させていきたいと考えております。

少し雑多な感じの説明になってしまいましたけれども、少年院・少年鑑別所との連携の現状とその強化の可能性につきまして考えているところをお話しさせていただきました。どうもありがとうございました。

○岩井座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのお話を踏まえまして、少年院・少年鑑別所と家庭裁判所・保護観察所の連携の在り方について、御意見をお伺いしたいと思います。どなたか御意見はございますか。今まで少年院の処遇の問題をお話しする段階でかなり連携の必要性などについても出てきたところですが、まず家庭裁判所との連携について、どなたか御意見はありませんでしょうか。どうぞ。

○影山委員 今日はどうもありがとうございました。

一つは、動向視察は、規則で努めなければならないと書かれていて、積極的にやっているというお話だったのですが、現実にはどのぐらいなされているのか。数字でなくても、もう少し具体的なイメージで教えていただければありがたいなと思いました。

それから、今後の連携強化に関しては、ケース検討会の拡充、具体的にケースにかかわった担当者たちがもう少し実際に集まったりして検討していくということ、特に処遇困難事例、あるいは再鑑別をやっているような事例とか、そのような事例においては増やしていったら良いのではないかと、私も大変そのように思います。そして、実際に審判の場においては、裁判官が、この子に関してはこのような配慮が本当は望ましいとか、かなりいろいろな具体的な御意見をお持ちになることがあるのですが、実際に少年院とかにどこまでその裁判官の思いが伝わっているのか、それが生かされる方向になるのかといったことはいつも気になっておりました。すべての事件というのは難しいのかもしれませんが、個々のケースごとになんか早い段階で、例えば調査官と少年鑑別所の担当の技官の方などが少年院に赴くか、あるいはどこかの場所に少年院の先生にもおいでいただいて、少年院に入った後の少年のケースの処遇の計画について、かなり早い段階で一度ケースカンファレンスなどをやれるようなことは難しいのだろうかとか、そんな思いがいたしております。そのようなことも、ケース検討会を拡充するということが可能であれば、かなり進んだ段階で見てみるという手もあるかと思いますが、早い段階でケースカンファレンスをやってみるというのも意味があるのではないかと思いますので、そのような点に関しても二課長から御示唆いただければありがたいと思いました。

○最高裁判所家庭局第二課長 ありがとうございます。

まず一つ目の動向視察のところは、具体的な統計数値をとっていないものですから、これぐらいとは申し上げられないのですが、今はある程度活発にやっているのかなというのが私の印象ではあります。ただ、おそらく地域差といったものはまだあるはずだと思っています。実際にも、私どもが少年院にお邪魔して見学させてもらったりする際に、院長先生から、調査官などに自分たちの少年にもっと会ってもらえないだろうかという声を聞くことがあって、半ばお叱りをいただいたものだと思っていて、そういった声は当該家庭裁判所に伝えて、もっと少年たちを見ていってはどうかという話をしたりします。そのような声を聞いた家庭裁判所は、より活発に動向視察に努めていったりするところがございます。最近の協議会とか研究会でも、裁判官や調査官からこうした動向視察をして少年に実際に会って、その少年たちがどう変わっていったかといったことを体感することで、その少年の処遇選択について効果検証を行うとともに、今後の事件について一層適正な処遇選択につなげていくための貴重な機会にしていこう

という議論が繰り返されていますので、今後はもう少しというか、ますます活発になっていくのではないかと期待しております。正確なことが申し上げられなくて、申し訳ございません。

それから、ケース検討会の拡充の点については、今、影山委員から非常に鋭い御指摘をいただいたと思って、私もはっとしたところでございます。おっしゃるとおり、後ほどやるという話であれば、もっと前にやってもいいのではないかと御指摘は、誠にごもっともと思って聞いておりました。ただ、どうしてそういう発想にならなかったかと申しますと、初期の段階では、調査票にある程度というか、かなり詳細に情報を書いておりますし、あるいは鑑別所の方でも鑑別結果通知書、それから少年簿というものにもかなり詳細な情報があるものですから、それに基づいて分類なり個別的処遇計画を立てられていくことになっているものと思われましたので、その必要性がそれほど強く感じられなかったということかと思えます。ただ、今の影山委員の御指摘というのは確かにそのとおりではないかと思われるところでございましたので、その点も含めて矯正サイドとお話をしていきたいと思った次第です。

○岩井座長 どうぞ。

○市川委員 家庭裁判所調査官と鑑別技官との交換交流を毎年数名ずつ行っているという話がありました。多分家裁の調査官の数を考えたら、これは0.5%にも達していないぐらいの数だと思うと、ちょっとしか交流していなかったと感じます。研修に参加するのも意義があると思いますが、人事交流みたいな格好でもっと積極的な交流は難しいんですか。

○最高裁判所家庭局第二課長 御指摘の点は、パーセンテージで言われると、考えさせられるところがございます。私どもも、家庭裁判所と、それから鑑別所・少年院の職員同士の相互理解を深めることは、これは本当に大事なことだと思っています。お互いを知らずに良い仕事はできないだろうと思っております。先生の御指摘の点も踏まえて、取組強化に向けて、どういことができるかというのは今後は検討をしてみたいと思いますし、またこの有識者会議でもどういったことを御議論していただけるか、そういったことについても期待しておりますので、よろしく願いいたします。

○岩井座長 ほかに。どうぞ。

○毛利委員 今の研修というか、人事の交流についてなんですが、例えば調査官だと、調査官研修所の時代がありますね。そういうときは多分少年院の見学などは行かれていると思うんですが、もっと本格的に、研修のときの1週間を使って少年院に寝泊まりして法務教官の暮らしをしてみるとか、そのぐらい、若いうちにきちんとお互いが知り合っておくということがとても大切で、実は法務教官の育成の問題もあるんですけれども、法務教官はいきなり少年院にそ

のまま投げ込まれるような形にどうもなっているようですけれども、例えば、拝命してから半年間ぐらいを研修期間にして、調査官の人たちも、保護観察官の人たちも、一度組織のあかが付く前に、お互いの場所を1週間なり2週間なりずっと見て、それを踏まえて仕事に入るようにできるのではないかと思うんです。司法修習生は三つの場所(裁判所・検察庁・弁護士事務所)をきちんと実習する制度になっていますね。そういう研修を、職場のあかが付く前にきちんとやって、お互いが顔を知り合っておけば、その後10年と経って互いに利害を持って交流をするという形よりもはるかに良い関係になるような気がするのですが、いかがでしょうか。

○最高裁判所家庭局第二課長 先ほども若干触れましたけれども、毎年10名程度が少年院に泊まり込むといった研究はやらせていただいているので、そういった体験的なものが全くないわけではないということもまずお伝えしておきたいと思います。それから、あかの付く前という話は興味深く聞かせていただきましたが、それはこの有識者会議でどのような御議論になるのかということもございまして、他方で、ある程度それぞれの仕事を知った上で交流することの重要性というものもございまして、あかがついた後でも意味はあるだろうと思っております。

○岩井座長 ほかに何か御意見はございませんでしょうか。どうぞ。

○本田委員 私はいつもこの両方の落とし穴のところが見えてしまうので、そのあたりでの連携の在り方ということで少し伺うのと、意見を言いたいと思います。

家裁の調査官の方たちというのは、鑑別所とはしょっちゅうやり取りしているんですね。だから、家裁の方は鑑別所と随分連携しながら一つのケースについてもいろいろなやり取りをしているんですけれども、その量に比べて少年院とのやり取りは非常に少ない。例えば、動向視察に行きました。行った後、少年院の教官の仕事が全部終わるまで待っていて、終わった後に打合せをするということになっている。だから、訪問していろいろなことをやりたいんだけど、なかなかケースカンファレンスなどがきちんと制度的になっていない場合には、時間を確保するためのコミュニケーションで非常に疲へいするとおっしゃっていたんです。このあたりがもう少しシステムティックにできないのか。特に家裁では今すごくケースカンファレンスをやっていますので、そこに来ていただくとか、そうするとものすごく勉強になるし、やっている鑑別所の方も来るし、少年院の担当者の方も来るしということでやれば、自分たちの中で一つのケースについて本当に共通理解ができるようなケースカンファレンスができると思うので、そういう具体的なケースカンファレンスの仕方というのをうまく制度的にやってみたらどうかと思います。これは意見です。

そういった動向視察についての質問は、訪問した後にこのようにするんだというのを実際に何か決めてやっていらっしゃるのかどうか教えてください。現場へのフィードバックの仕方みたいな形で決まった書式みたいなものがあるわけではないんですね。

○最高裁判所家庭局第二課長 それはないです。

○本田委員 ないですよ。だから、訪問して、前はこうだったところがうまくいっているとか、変化が分かるような形で、教官は現場でいろいろな方を見るではないですか。こうなんだというフィードバック書式があって、教官たちがそれを見れば、良くなっているか、もう少し注意しなければいけないかというところが分かるようなものがあると、現場はありがたいなど。そこにいた人たちは分かるんですけども、その方たちがまた口頭で伝えなくてはならないという、その辺が人的なフィードバックだけで終わってしまうので、何かもう少し効率的なものとか、そういうものがあったらありがたいと思います。

○岩井座長 保護観察所との連携の在り方なども含めて、御意見をお聞かせいただけませんか。

○石附委員 保護観察所ということではなくて、今の関係のことなんですけれども、動向視察は、余罪で調査に行った場合、それから収容継続で行った場合、当該少年はもちろん、自分が担当したそのほかの少年に対しても行うようにしています。気になるケースというか、動向視察をしないといけないような困難なケースについても行くように努めております。ただ、少年院が横にあるわけではなくて遠くにございますので、今後この動向視察を一層活発に行うためには、調査官と少年院との間で、気になるケースが今どうであるかということを書面照会でもさせていただいて、そしてそこから回答をいただける、あるいは少年院の方から定期的な情報提供いただくようなシステムになると、効率的に動向視察ができるのではないかと私は考えております。だから、そうでないと、現場は追われておりますので、積極的に行きたいと思いつつながら、時間が許さない、あるいはほかに急ぐケースがあるとかということの後回しになると、結局動向視察もタイムリーにいかず、後の処遇に生かされないというおそれがございます。ですから、タイムリーに視察ができるための連携ということが大事なのではないかと考えております。

それからもう一つは、先ほどのケース検討のことともちょっと関係するんですけども、動向視察とは関係ないかもしれませんが、今までは難しいケースとか、それから新しく制度ができますと、保護観察のやり方が変わったとか、あるいは特修短期処遇ができたとか、それから難しいケースということでケース検討もやっておりましたけれども、ケース検討というのをな

るべく定期的にできるようにしてはいかがでしょうか。このケースがあるからケース検討をするということではなくて、2か月に1回はやりましょうということにしまして、持ち回りでも、あるいは児童自立支援施設の方にも参加していただいて、そしてその中で今後の在り方を検討するということをしていただけると、もう少し効率の良いケース検討になるというのか、それも現場の仕事に追われていますとできませんので、後回しにしないで、それも適切で妥当な処遇のためには必要であるという自覚を持って、個別的処遇計画を立てるにも、あるいはお互いにもそれが必要であるということで、実施していけるような連携を図らせていただければと思っております。もちろん、そこには保護観察所も入っていただきたい。

○岩井座長 今までは書面照会のようなことは全く可能ではなかったということですか。

○最高裁判所家庭局第二課長 現状でも、もちろんできるのではないかと思います。

○岩井座長 どうぞ。

○市川委員 連携をこれからも進めなければいけないということは素晴らしいことだと思います。この連携は、矯正する側の連携として素晴らしいと思いますが、少年側してみると、警察に保護され逮捕されて、家裁に行って、鑑別所に行って、家裁から少年院に行って、保護観察処分と、一連の全部の流れの中に入っているわけで、すべてが連携できるようにしておく方が、再非行などを防ぐには有用ではないかと思いました。そのような一連の流れを全部扱ったケース検討というのは行われているのでしょうか

○岩井座長 まず最初は家裁が受け入れるんだと思うんですけども、少年のケースについて。そして、結局、家族調査とといいますか、家族との調整というのは調査官の役割と理解してよろしいのでしょうか。

○最高裁判所家庭局第二課長 調査はいたします。必要な調整もしますけれども、最終的には処遇選択に向かっていくことになります。

○毛利委員 ちょっと話がずれるような感じもあるかもしれませんが、今の連続性の問題で言うと、基本的に省庁も違えば、省庁の中での局も違って、それぞれの場所の得意技をやっているだけで、一人の少年が前のところでこういう処遇を受けたから、ここではこういう処遇をしてと積み足していくような処遇では多分ないと思うんです。それで、福岡で福岡弁護士会が身柄を拘束された少年の全件付添人活動を始めていて、たくさんの弁護士さんが付添人活動をされているのですが、この連携の中に付添人の視点は全く入っていない。実は、付添人というのは、警察で逮捕された時点から出るまで、付添人さえやる気があれば、ただ一人の少年の処遇経過を全部見られるたった一つの役職なんです。ところが、家裁では、社会記録を

閲覧はさせてもらえるんだけど、謄写はできないそうです。それで、みんな少年の社会記録を知るために、若い弁護士さんなどは1時間ぐらい家裁に行ってワープロや手で写さなければいけないといったことが起こっているようです。そうすると、付添人は、今あるいろいろな機関のそれぞれがやろうとしていることでできないこと、例えば少年院に行く動機付けとか、保護者への働き掛けとか、システムを理解させるとか、あと帰住先などの環境調整とか、そういうことを付添人によってはできる人がいるわけです。雇用先の開拓などもされているようです。そういうものをよそ者にしておいて連携しないで、ある種、対立的な立場として見ているものを組み入れれば、自分たちのできないところを付添人に補ってもらおうといった協力関係になるはずなのですが、その辺りは家庭裁判所はどう考えていらっしゃるのかなど。

○最高裁判所家庭局第二課長 むしろ影山委員がお詳しいかもしれませんが、今、日弁連を中心に、付添人活動を活発にやる、そういった活動をされていて、実際にも少年に付添人弁護士が付くケースが非常に多くなってまいりました。その中で今各地の家庭裁判所では、弁護士会と協議をよく行うようになっていきます。そこでは、お互いの言い分を話し合っ、少年の立ち直りに向けたより良い活動をしていこうといった観点からやっております。刑事と異なって、付添人の場合には、家裁の協力者としての一面もございまして、要は目的は同じ、つまりこの少年をいかに立ち直らせるかという目的に突き進んでいますので、お互いが違う方向を向いてもしょうがないわけで、違う方向を向いてしまって迷惑するのは少年だけという不幸な事態は避けなければなりませんし、逆に、裁判所と付添人弁護士がしっかりと連携をしてその少年にかかわっていけば、その少年が立ち直っていく可能性が高まってくるということで、各地で今そういう取組が非常に活発になってきています。それから、個々のケースを通じて、裁判官・調査官と付添人弁護士がカンファレンスをする機会も非常に多くなってきていて、今どんどん連携が進んでいるところでございます。私どもも、先ほどの雇用先の開拓といったところなど、家庭裁判所には限界があるところもございまして、そういった意味では、付添人弁護士の果たされる役割ということについては、今後とも大いに期待しているところです。

○影山委員 書面のやり取りもすごく大事だとももちろん思うんですけども、それぞれその少年にかかわった様々な機関の担当者が実際に集まって具体的に顔と顔を合わせながらケースカンファレンスをやっていくということはすごく大事であろうというのが今日は大分出てきているかなとは思いますが、例えば最高裁二課長からも、ケース検討会の拡充という言葉が出ました。保護局観察課長からも、できるだけ入院後早期から連携をしていきたいと。場合によっては、保護観察官や保護司が少年院を訪問して、一人一人の少年に関する個別的処遇計画を具

体的に考えながら出院準備をしていきたいという話もありました。これは場合によってはケースカンファレンスというイメージだろうと思うんです。そうすると、単に若干お勉強会的な検討会ではなくて、一人一人の少年に関して、特に処遇困難だったり、帰住先がなかなか難しいお子さんに関しては、必要な機関が集まってケースカンファレンスをやることをちゅうちょしない。そのような方向に、ただそれが、たまたま意欲のある担当者が声かけをする、それが調査官だったり、場合によっては少年院だったり、たまたま熱心な方がいたら、具体的にこの子に関してはそれが実現したけれどもということではなくて、もう少しシステムティックに、組織的に、難しいケースに関してもう少し数多くそういうケースカンファレンスが現場でなされていくようになったらいいのかなと思います。そのときに、場合によっては、帰住した後の保護観察期間中の担当するであろう保護司さんにも来てもらう。場合によっては、ケースカンファレンスの状況によっては、就職先あるいは戻る先の学校とか、そういった方にも参加してもらおう。そのように考えていくと、そういう中に家庭裁判所において付添人を行った弁護士などにも声をかけていただいて参加させていただければ、弁護士も様々な関係調整、とりわけ家庭との調整とか、就職先の開拓とか、あるいは家庭に帰すことが難しいのであれば、どこかの施設とか、そういったところを探してくるとか、そういうこともやろうという熱意がある弁護士はかなり増えてきておりますので、弁護士もそういう形でこのケースカンファレンスの方に声をかけていただけるとありがたいなと思ったりいたします。

○毛利委員 素朴な疑問なんですけれども、ケースカンファレンスを全部やることは当然できないわけですね。そうすると、どのようにやるのかという疑問があります。抜き取り検査みたいにするんですか。何か、月に1回、日付を決めて2件やる。詳しくやるなら、少なければ少ないほど詳しくできるわけですから。そうすると、その少年を担当した鑑別技官から始まって、本当にかかわった人たちだけが来て深く話すとすれば、問題があるから全部とやっている、恐らくパンクするだろうなということが考えられます。すると、それはどんな仕組みで件数とか場所を設定していけばいいのかということがすぐに起こりそうで、少年院だと、その少年院の近くにある鑑別所の鑑別技官が来ないと、福岡に鹿児島を呼ぶような仕組みだとすごく大変だと思うんです。そこにおのずから選ぶ少年というのも最初のころは少し決まっていて、条件づけがあって、そこの中で詳しく検証していく仕組みを検討しながら、更に広げていくといったことをしないと、急にやると、パンクしてみんなが大騒ぎになるような気がしたので、その辺はどうお考えかなと思って。

○保護局観察課長 今の毛利委員のお話をお伺いして、そのようにきちんと組織立って進めて

いくことが必要だなどと思いますが、当面どういうものについて特にやっていかなければいけないかという観点からすると、私どもの立場からしますと、少年院に今入っていて、帰住先がなかなかはっきりしない、親御さんとか親族が受入れをかたくなに拒否しているとか、あるいはそのような場合等が考えられると思うんですけれども、そういう、どうしても保護観察所あるいは少年院だけがいろいろ努力してもうまくいかない事例というのがございますので、そういうのはそれほど数が多いというわけではないとは思いますが、そのようなものについて、まず優先的に、研究的なことより、現実の帰住先を何とか保護観察所と少年院とが、そのほかのいろいろな、例えば福祉の関係機関とか、場合によっては医療の関係も必要な場合もあると思いますけれども、そういう関係の者ができるだけ集まって協議をするということがまず最初に頭に浮かぶところでございます。

○毛利委員 ということは、今までは、すごく難しいのは保護観察官の職人技で処理していたと伺ってよろしいんですか。

○保護局観察課長 いや、とんでもないです。

○毛利委員 どのように処理しているのかなど。現状ではどのように処理しているのか。

○保護局観察課長 現状では、今申し上げたようなチーム的な生活環境の調整ができていない場合が全くないわけではありませんが、事例としては少ないと思いますので、それぞれのところが、保護観察所で帰住先として調整できる場合には、例えば更生保護施設を調整して受け入れることができるといった場合だったらそれでいいわけですけれども、なかなかそれがうまくいかない場合に、専ら少年院の教官のサイドで帰住先を心配してやっていただいているという場合もあろうかと思えます。

○岩井座長 少年鑑別所との連携について、川崎委員、何か御意見はございますか。

○川崎委員 今の毛利委員の発言を聞きながら思い出していたのですが、私は所長をしているところに、再鑑別を活発にしようと思ってもなかなか活発にならない。再鑑別に行こうと思っただけで間に合って再鑑別は実施したけれども、少年院が再鑑別の結果を処遇に生かす時間が残っていないということが起きたりするので、鑑別結果通知書を家庭裁判所に提出した時点で、これは是非再鑑別を実施して少年院の処遇の効果を確認したいというケースや、鑑別の結果や処遇指針が妥当であったか確認したいというケースをあらかじめリストアップしておくといったことをしたことがあります。鑑別担当者にリストアップさせるのですが、決裁のラインのところ、これは再鑑別を実施した方が良いのではないかと思うのがあれば、アドバイスをして、

そういうリストに含めるということをしていたことがあるのです。この方法は良かったと思うのですが、それをしておいても、「あらあら大変、もう行かなければ。」ということに結構なるのです。日々の仕事をしていると、あっという間に半年、1年というのは経ってしまうということがあるのですが、各機関が日頃からそういうリストを作っておいて、そしてそれを持ち寄って、では今月はこの事例を取り上げましょうというような方法でやると、実のあるものになるかなと思います。

先ほど市川委員が質問されていましたが、各機関が集まって実施する事例研究会というのは、一つの少年院で2年に一度か3年に一度は必ず実施しているんです。それは、裁判所、少年鑑別所、保護観察所、児童相談所も絡んでいけば児童相談所も、中学生であれば学校もということで、付添人がいらっしやったという例はちょっと記憶にはありませんけれども、各機関の担当者が集まるのですけれども、結局、全部の機関に来てもらおうと思うと、出院してしまった事例をやるということになりがちなのです。そうすると、場合によっては担当者が転勤してしまっていないから代わりの人があるということになったり、あるいはいろいろ意見は言うけれども、過ぎた話になって、その少年にこれからどうしようというのには時既に遅しということになったりするのです。そうではなく、もう少し早い時期、正に今少年院で処遇しているところで、保護観察所で言えば、これから受入れをどうしようか、あるいは受け入れた後どう指導していこうかということを考えていただくところといったケースを取り上げていくと、細かな処遇の話にまでなると、処遇力がついたり、あるいはお互いの機関がどのように動いていくのかというのがよりよく分かったりするかなという気持ちにはなりました。

その場合に、保護観察所サイドとしては、帰住先の調整に苦勞するようなケースという案が一つ出ていますけれども、例えば裁判所の調査官の方からは、少年院でどういう処遇をしてもらえるか、そこが知りたいといったケースが上がってくるかもしれないと思っています。事例検討会は従来も実施しているのですが、大がかりでなくてもいいから、もう少し頻度を多くすることや、少年院に在院中の少年の処遇について各機関の担当者が集まって検討するということが効果的ではないかと思っています。

○徳地委員 児童自立支援施設の立場から、私の考えをちょっと述べさせていただきます。

児童自立支援施設は、家庭裁判所から入ってきますのは、児童相談所、家庭裁判所を含めまして、大体年間2,000名の子供が入ってくるのですが、そのうち家裁からの保護処分での入所は大体20%もしくは25%ぐらいですから、400人以上も入ってくるんですけれども、先ほどから動向視察ということが話題になっていますが、なかなか動向視察として児童自立支

援施設には来ていただけません。重大触法事件の場合には、定期的に家庭裁判所の方から裁判官、調査官が見えまして、定期的にケースカンファレンスと状況報告会を年に2回、私がいたときにはやりました。現状を理解するためにも、施設の方から積極的に家庭裁判所の方に連絡をとるということが大事ではないかと思うんです。待つということばかりではなく、そうしていろいろ助言・指導を受けるということが必要ではないかと思っています。特に埼玉の場合は、地元の家庭裁判所との関係性が非常によく、私が第三者委員をやっております埼玉学園は、必ず定期的に1泊2日の宿泊研修を、家庭裁判所の調査官、それから裁判官まで泊まっていたきまして、やっていただいております。それから、関係機関連絡協議会というの、埼玉学園が当番で、これは毎年やっておりまして、少年鑑別所、家庭裁判所、警察署、いろいろな関係機関の方が集まりまして、それで情報の共有化、意見調整ということをやっています。

私がいたときも、浦和家庭裁判所には、次席調査官が窓口になっておりまして、困難なケースが多々ありまして、そういうケースは、埼玉の家庭裁判所の係属したケースでなくても、他府県からのケースも積極的に相談に伺ったということがあります。それで、私は国立の女子の方に4年間いたのですけれども、そのとき、全国の児童自立支援施設に、精神医学的若しくは心理学的に困難なケースがどのくらいあるかということ在全国調査しまして、その結果を、当時東京家庭裁判所の方からの心理担当官、それから調査官の経験豊富な方、それから大学の先生、精神科のドクターを集めまして、具体的なケースを発表しまして、それでいろいろな方から助言を受けたことがあるんです。忙しいのはどの関係機関も忙しいわけですから、できるだけ積極的に御意見を拝聴するということが私自身は必要ではないかと思っております。

○廣瀬委員 ちょっと話がずれるかもしれませんが、先ほど保護観察所との人事交流のお話がありましたけれども、年に数名ぐらいは交流しているというお話、これはいつごろからやっているんですか。

○保護局観察課長 20年以上になります。

○廣瀬委員 ほとんどないということをごどこかで読んだ記憶もあるのですが、前からやってきているのですね。比率的にはどのくらいになりますか。先ほど家裁のパーセントの話が出ましたけれども。

○保護局観察課長 2人ずつ2年間交流するという仕組みがあります。もう一つ別に、法務省全体としての仕組みでやっているものがありまして、これは保護の関係で、ちょっと規模のことがありますので、年間8人くらいなんですけど、検察庁などもございますので、少年院等との交流は2人程度。期間は2年間です。これは若手から中堅ぐらゐの人が対象です。それから最

近、統括クラスの者の交流を開始したところでございます。

○廣瀬委員 責める趣旨ではなく、もっと積極的にやっていただければという趣旨でお聞きしました。始めていること自体、評価したいと思いますし、続いていけば、それは双方の財産になっていくと思うので、良いと思います。

先ほどの、ケースの途中でいろいろ問題がある事例で必要に応じ、打合せという意味も含めて、保護と矯正でもっとやろうというお話は、是非もっとやっていただきたいと思います。ただ、それももっと制度化していかないと、個々の、たまたま担当者が熱心だからということだと、うまくいかないだろうと思います。

それから、先ほど川崎先生の方からお話があった事例研究会は、僕も出させていただいたことがあり、素晴らしいのですが、あそこまで大規模にやると、ちょっと負担が重過ぎて、確かに何年に一遍しかできないだろうと思います。あの研究会は資料としても価値があり、行った人間も勉強になって良いのですが、もっと気楽にできるようなものにしていかないと、数は増やせないだろうと思います。

そこで、ある程度それぞれの組織で制度化し、だれが担当し、どのぐらいの頻度でやるということを決めておかないと、熱心な人がいる間しかできないということになりかねないと思います。方向性に反対はないと思うので、相互に、それほど負担にならないような形で制度化し、それを正式の仕事として評価するというをお互いにやっていかないと、なかなか、やるべきだというだけではうまくいかないと思います。

○毛利委員 僕は篤志面接委員をしていて、毎年九州管内で年に1回各県持ち回りで、篤志面接委員と各少年院から数名ずつ出られて、2日間研修をやるというのがあるんですけども、あれが毎年つつがなく行われているわけです、少年院からいろいろな人が出てきて。ということは、やろうと思うと、きっとできるんです。あれが毎年できているのであれば、どこかの県にどっと調査官なりなんなり全員それぞれの方が集まって、会場を一つ借り切って、それぞれプライバシーのあるものは個別の部屋でされればいいわけで、1年に2日間押さえて予算付けをすれば、あつという間にできるのではないかなというのが僕の感想です。

○石附委員 時間がないのに申し訳ございません。今日いろいろ伺っておりまして、ケース検討とか、そういうことにつきまして、キーステーションというのが多分必要なのだろうと思います。それは、一番情報をきちんと集約できる少年鑑別所が良いのではないのでしょうか、再鑑別もありますし、それから再入もありますから、必ず情報を持っております。先ほど本田先生が前の少年院の情報がないということをおっしゃってございましたけれども、少年鑑別所で少年

簿が全部見られまして、少年簿から鑑別結果通知書の中にその重要な部分が記載されてきていると思います。それが無いということは、あるいはそれはまた別途になっているのか、ちょっと分かりませんが、それをもとに処遇について考えたりしておりました。そういう意味では、少年鑑別所がいつも当番をして、主催するというのではなくて、一つのキーステーションとしては、このケースはこうだということをよく見ていただける場所になるのではないのでしょうか、家裁や少年院とのつながりもございますので、頼りになりそうな感じがいたしました。

○岩井座長 どうも活発な御意見をありがとうございました。ところで少年調査票も今はファイルに電子化されているのでしょうか。どうでしょうか。

○最高裁判所家庭局第二課長 電子化というのは、やっておりません。

○毛利委員 テキスト化されているのですか、紙ですか。

○最高裁判所家庭局第二課長 原本は紙ベースでやっています。

○岩井座長 そういう電子化されるという見通しはないのですか。

○最高裁判所家庭局第二課長 非常に秘密性が高いものですから、セキュリティが相当堅固なものでないと難しいのではないかと思います。

○岩井座長 ただ、患者のカルテなどは皆このごろは電子化されている状況ですから、ケースカンファレンスで人が全部集まるというのはかなり大変なので、そういうもので交換できたら、もう少し連携がスムーズに行くのではという感じがしておりますが、秘密が非常に保たれるような形で、そういう形での情報の共有というものもこれから考えていかれればと思いますが、これは私の意見です。

○最高裁判所家庭局第二課長 矯正に携わる者、少年法制に携わる者にとって情報の共有化というのは課題だろうとは思いますが。最近、法務総合研究所の研究結果においても、諸外国ではそうした情報をデータベースにして情報共有を図っているが、日本では十分には実現していないという御指摘がありました。今後の課題であろうと思われまます。

○岩井座長 どうもありがとうございました。

かなり時間が押しておりますので、少しまとめます。正に関係機関が意見交換をする機会を持つために、ケースカンファレンス、検討会を一層活発化する必要があるという御意見、また、ずっと社会復帰のための処遇に向けて諸機関が携わるわけで、保護観察所の保護観察も、早期の段階から出院後にわたって連携する体制をとるべきではないかといった御意見が出されました。これからも連携に向けて、どのような形でスムーズに行われるのかということも一層検討

していかなければならないと思っております。本当にどうもありがとうございました。

それでは、ここで休憩に入りたいと思います。浅香課長，蛭原課長，本当にありがとうございました。

(休 憩)

(再 開)

○岩井座長 それでは、会議を再開させていただきます。

引き続き、少年院・少年鑑別所の機能を生かした関係機関との連携の在り方について、議論を行いたいと思います。

ここからは、自立援助ホーム「星の家」ホーム長で、全国自立援助ホーム連絡協議会副会長の星俊彦様と、東京都児童相談センター児童福祉相談専門課長の影山孝様に御同席いただきます。

先ほどと同様、議論に先立ちまして現在の少年院・少年鑑別所との連携状況及び今後の連携可能性について話題提供をいただきまして、これを踏まえて意見交換をしていきたいと思っております。

それでは、星様から、現在の少年院・少年鑑別所との連携の現状、特に少年院出院者の受入の現状と今後の少年矯正に望むこと、今後の一層の連携可能性について、御意見をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○全国自立援助ホーム連絡協議会副会長 御紹介いただきました星でございます。どうぞよろしく願いいたします。

自立援助ホームでございますけれども、これは社会的養護の一形態として、児童福祉の最後のとりでと言われておりますが、社会的養護のシステムの中では一番出口のところに位置するものでございまして、対象となっているのは15歳以上の学校に行っていない子供たち、上は20歳まで、児童福祉法の中では例外的に20歳までということになっております。社会的養護のシステムでございますから、親から虐待を受けたり、あるいは家庭が崩壊してしまっただけで施設で育ってきたり、あるいは思春期に入っているいろいろな問題が起こってきて親元で暮らせなくなってしまった子供たちが学校に行っていない場合に、自立を強いられるということになります。15歳、16歳で、まだまだ自立ができる年ではありませんので、彼らを援助するためにあるのが自立援助ホームでございます。

児童福祉の事業の中では比較的新しいところでございまして、平成10年に第2種の社会福祉事業として、これは施設等の第1種ではなく、相談事業として、第2種の事業として初めて

法律の制度に乗ったというところです。東京都は、それに先立つ20年ぐらい前ですか、独自に事業化をしておりますが、全国では制度化になってからまだ10年ぐらいしかたっていないところです。

形としては、定員が5～6名から10名未満までのグループホームの形をとっているところが多くて、中には例外的に10名を超える寮形式のところもありますが、基本は、なるべく家庭的な状況でということで、グループホームの形式が多いようです。それと、ずっとお金がないところでやってきたものですから、それぞれにいろいろな工夫をしております、例えばちは、里親型と言って、私の家族と一緒に暮らしております。職業里親みたいな形になっております。ただ、これも、昨年度からかなりお金が出るようになりまして、こういううちみたいな仕事だか何だか分からないような形態というのはこれからは余り増えないのではないかなと思っております。

そんなところでやっておりますけれども、自立援助ホームは、表面的に言いますと、行くところがなくなってしまった子供たちがホームに来て、そこで生活をしながら仕事に通い、そして貯金をして、お金がたまったらアパートに出るという流れになっているんですけれども、なかなかうまくすんなりはもちろんいかないわけですし、来る子供たちのほとんどは、大人からの不適切なかかわりの中で育たざるを得なくて、そうであるがゆえにいろいろな問題を背負っております、中にはと言うか、ほとんどが非行・犯罪という問題を抱えてやってくる人が多いです。ちょっと見ましたら、うちは、できたのが平成9年ですから13年たつんですけれども、今まで延べにすると108名の子供が利用しております。これは再入居とか再々入居を入れた数でして、実数では78名が「星の家」を利用しておりますが、この中で、例えば家庭裁判所も少年院も鑑別所もほとんどかかわりが無いという子供は1～2割しかなくて、あとはみんな、それなりのことをやってたどり着くという形になっております。

私たちのところは住み込みですけれども、そうでないところも、子供のための生活の場ということに大事にしたいと、一緒に暮らすということが自立援助ホームの一つの機能になっております。一緒に暮らすということは、それから先の人生を共に歩んでいくための関係を作ることです。そのために一緒に暮らしている。そこで、来る子供たちは、それまでの流れに一定のリセットをかけるとか、それから今までの生育歴の中でもらえなかったものをもらってもう一回育ち直しをされるとか、そういうイメージのところでございまして、私たちは何を目的に彼らと接しているかという、一人一人、うちに来た子供たちが、自尊感情の覚せいといいますか、自分が大切な存在であるということを知ってほしい、そういう自分を大事にするよ

うになってほしいと思っております。ということは、ほとんどがそういうことが分からずに来てしまって、自分なんか生まれてこなければよかったとか、生きていても意味がないとか、そういうことを平気でというか、本当に涙ながらに言うのではなく笑いながら言うんです。ですから、そういう人たちが来る中で、そんなことはないよと、これは100回でも1,000回でも言っていかなければいけないし、言っただけではどうにもならない。そこで自分が大事に思えなければ、ほかの人も大切に思えないし、ほかの人が大切に思えなければ、信頼関係などはできようもないしというところで、私たちはこれを何とかやっつけようとしております。ただ、これは非常に時間がかかる問題でして、自立援助ホームというのは、一番出口にあるということもそうですけれども、とにかくいつまでもかかわるといのが一つの特徴としてやってきました。

制度の中で言えば、児童福祉法は18歳で、少年法も20歳までですけれども、それを過ぎても、必要がある限りかかわっていくという、必要がなくてもかかわっていくというか、だからそれは一緒に生きていくという、要するに実家のような存在としてあるんだということが言われております。

そのためには、私たちとしては、いろいろな問題が起こるのが当然であって、問題を起こさないように管理して指導して、20歳になったら出そうとかという発想は全然ないんです。一緒に暮らして、ここは安全で安心な場所ですよということを分かってもらったときに、彼ら彼女らの中にいっぱいたまっているマイナスのエネルギーが徐々に吹き出してくる。その中でいろいろな問題が起こり、せっかく「星の家」に来たのに、また外で犯罪を犯して少年院に行ってしまったという子がいたりするんです。それを言うちょっと誤解を招くと思うんですが、彼らにとって必要なプロセスであるならば、そこにつき合っていくしかないだろうというスタンスで、私たちはどこまでもしつこく後ろからついていくことをやっております。そういう中で、うちにいた子で一番多い子は3回少年院にお世話になって、うちに来た途端に3日でいなくなって、他の少年院にお世話になり、そこへまた引受けに行って、帰ってきて、今度は1か月いられたんですけれども、やはりいなくなって、今度は別の少年院に行き、最後は20歳の誕生日の前日に特別少年院に入れてもらっていた。もう3回行って、さすがに3回目に面会に行ったときには向こうがびっくりしておりまして、何しに来るんだという顔ですが、こちらはどっこいあきらめないよという形でつき合っていくといったことをしております。

ですから、ちょっと制度の枠の中にはどうしても入り切らない部分が出ておりまして、去年厚労省の方で一生懸命予算を付けてくださって、かなりお金が出るようになったんですけれど

も、お金が出るようになって、今、数が急激に増えつつありまして、今年度は70か所を超えております。私たちのころは20か所前後でずっと推移してきたものが、お金が出ると数が増えるというのは当然なんですけれども、そうすると良いことばかりではありませんで、これは税金を使うわけですから、当然のことながら、私たちがやっていることにいろいろな縛りがかかってきます。あとは、お金が出るからやりましょうという人たちも入ってこないとは残念ながら言えないような状況になっておりまして、我々全国の協議会としても、今、倫理綱領をつくったり、いろいろ組織を近代化して、何とか社会的な信用を失わないように、数は増えたけれども、味が落ちたというラーメン屋のチェーン店のようにならないようにしたいということでやっているところでございます。

すみません、時間がないので急ぎますけれども、少年院から子供たちが来ることがあるんですけれども、一つ私たちがずっと言ってきたことは、温度差というか、彼ら彼女らが持っている問題が単に冷凍保存されているだけなのではないかと。それが出てきて常温に戻ると、急速解凍されて、また花開いてしまうといったことがあって、言葉遣いが、妙に敬語を使っている子らが、だんだん1か月もすると、しゃべり方がまず変わってきて、それと同時に現在の音楽シーンなどに対する情報も入れてくるようになると、前に持っていた問題がだんだん出てきてしまうという、このところを双方どのように受け渡していくのかということです。一つは、社会内処遇がもちろん必要な子供たちですから、私たちは、それは何回でもつき合っていくとはいえますものの、それはなるべく解決できるものであれば、例えば少年院の中にいるときに解決していただきたい。これは、来る子供たちとつき合っていますと、だれか特別の人と、教官でもだれでも、インパクトがあるというか、その関係ができれば、それが外に出てからも一般化していけると思っています。私たちのところに来る子は、大人に対する不信感というものももちろんありますけれども、更にさかのぼると、愛着障害という問題を抱えている子供たちもかなり多くて、思春期を迎えてからの子供たちの愛着障害を乗り越えていくのは本当に大変でして、これはもうスキンシップなどというものは使えませんから、とにかく後ろからくっついて追いかけていくという我々のやり方をやっていくしかないんですけれども、その辺でいろいろな人と本当に深いところで話ができるとか、分かってもらえるとか、気持ちが伝わるとかということを経験した子は、外に出てからも、そこにつながっていく、広がっていく余地ができていくような気がします。ですから、私たちは、本当に子供たちのところにおりて、泥沼を一緒にはいずり回っているような感じもするんですけれども、せつかく少年院で、少年院もある意味でリセットができる機会だと思うんですが、そこでどのようにして子供たちとのかかわり

が本当に深いところに行くのか。それと、子供たちが腹の中にため込んでいるマイナスのエネルギーが、これは言語化して出せれば一番いいんですけども、中で問題を起こすといった形で出しても、逆にまた今度は塗り固められてしまうと思うんですが、その辺をちょっと御理解いただいて、それを一遍把握したところを私たちの方に引き継ぎをしていただけるとやりやすいのかなと思います。

それと、私のところは今20歳過ぎた子もいて、この子にはもちろん公的なお金は出ないですし、お金の絡む話というのはせざるを得ないんです。私たちは、お金がないところで寄附を集めて立ち上げてきたのですが、ただ、今はそういうホームはもう少数派になっておりまして、今は数が増えてくれば、お金がなければやらないと、どうしたってそれは考えざるを得ない。そうなってくると、例えば少年院から出てくる子供たちはほとんどお金はないですから、例えば最初の就労のときに必要なお金もすべてこっちで貸し付けをしなければいけない。うちあたりは、働くということと月3万円の負担金を払うということと貯金をするということが約束になっているんですけども、もちろん最初から3万円の負担金を払える子は少ないんです。それをどうするんだという話にもなってくるんですが、これは自分で働いて払うんだよと言っていますので、遅れてもいいから、要するに生活していくための代価は自分で稼ぐんだということを知ってもらわなければいけないんです。そういうわけで、児童相談所経由で入ってくると、去年から1人月20万円の単価でお金が出るようになったんです。それで、ぶっちゃけた話、これが定員6名のところで4人以下だと、これはやっていけないんです。それは月初めの日の実員払いということになっていますので、頭数をそろえるということにどうしても経営上は意識がいつてしまう。そこでいろいろな問題が出てくるんですけども、例えば、少年院から新規で受けるお子さんはすごく大変だとか、あと弁護士さんが紹介してくださるお子さんもいろいろな問題が大変だよといううわさが回っていたりして、その上にお金がなかったり、お金が出なかったりする子供たち。私たちは、本当にこれはお金があるからやるのではない、お金がなくても子供たちが必要としているからやるんだと言ってずっと今までやってきたものですから、これをいかに貫いていくのかというのが問題になっています。それで、補導委託など、要するに家庭裁判所との関係もこれに伴ってちょっとぎくしゃくしていて、今までは児童相談所から来る子供よりも家庭裁判所の補導委託を受けた方が委託費がかなりいいという話があったんですが、今度は逆転してしまいましたので、その辺でもいろいろな問題が起こっている地方があるようです。その辺の調整をうまく付けていかないと、例えば保護観察所あるいは家庭裁判所、少年院の方から来る子供は、児童相談所の方で、今東京はどうなっているか分からな

いんですけれども、ちょっと難色を示しているから、そういう子はどうなんだという話になってきたりとか、いろいろごちゃごちゃした問題が出ておりますが、これは子供中心というか、子供にとっての最善の利益という視点から、このところは行政の縦割りの弊害を乗り越えていく必要があるのではないかなと思っています。

時間が余りなくなってしまうと申し訳ありませんので、これで一応終わりにいたします。どうもありがとうございます。

○岩井座長 ありがとうございます。

それでは続きまして、影山様から、現在の少年院・少年鑑別所と児童相談所の連携の現状、今後の一層の連携可能性についても、よろしく願いいたします。

○東京都児童相談センター課長 改めまして、東京都児童相談センター、影山でございます。よろしく願いいたします。

では、話に入らせていただきます。児童相談所といいますと、最近はとにかく虐待対応について、いろいろ皆様方に御迷惑をかけたり、あるいは御心配をおかけしたりしている現状でございます。ただ、児童相談所の現場からすると、必ずしも児童相談所は虐待だけの対応機関ではないのだと。子供の相談について全般的に扱っていくところです。ましてや非行相談については、法的な仕組みから考えていくと、これは避けては通れないということで、ある意味で積極的に関与させていただいているところでございます。

今日お話するのはあくまで東京都の話ではございます。徐々にではありますけれども、ここ5年ぐらい相談件数が増えてきております。警察庁等の少年非行等の数字を見ますと、下がっている傾向にございますけれども、児童相談所については増えてきているということです。

児童相談所に寄せられる相談が、警察等ということが約6割以上、64%を占めているということで、警察から送られてくる場合には、触法少年だけではなくて、ぐ犯等についても、要保護性、保護者にはとてもではないけれどもこれ以上監護させておくことができないということで送られてくるお子さんが多いということもあって、伸びている部分もあると見ております。

それから、実際の年齢でございますけれども、これは、13歳をピークに山型ということで、ここ数年来、傾向としては全く変わっていない。中学生の相談が圧倒的です。しかし、下は6歳から17歳のお子さんまで、幅広く非行相談を受けているということでございます。

また、主たる非行内容。これはもちろん皆さん御存じだとは思いますが、なかなか一つの非行だけで相談が来るということではなくて、それぞれのお子さんが複合的ないろいろな問題を抱えて来ているということでございますけれども、あえて主たる非行ということで抽出した

場合には、盗みが圧倒的、次いで家出外泊、粗暴という順でございます。男の子について言えば、盗みが圧倒的、また女の子について言えば、家出外泊が圧倒的な主たる非行内容ということで、相談が寄せられております。

相談経路については、先ほど申しあげましたように、警察等、次いで家族、児童福祉施設、家庭裁判所、学校という順番でございます。

それで、相談を受けて、どういう形で児童相談所としてそのお子さんの援助を行っているかというところ、一番多い55%ぐらいになっておりますのは、「助言終了」という言い方で処理しているものです。これは、2～3回の通所指導等で、ある程度改善が見込める、あるいは改善が期待できるというのを私どもは助言終了ということで終わらせております。これが圧倒的でございますけれども、その次に多いのが児童福祉司指導。これはいわゆる在宅指導でございます。定期的に児童相談所に通所させる、あるいは場合によってはこちらの方から家庭訪問をする、学校訪問をするという形で、在宅に置きながらかかわっていくというのが、児童福祉司指導でございます。また、継続指導というのがございます。これも在宅指導でございます。この違いについては、児童福祉司指導は、いわゆる児童福祉法に基づく行政処分として指導をかける。継続指導については、行政処分ではないけれども、任意の指導を引き続き行うということでございます。実質的に指導の中身としては通所訪問ですので、約30%弱が在宅指導でかかわっているということでございます。そして、次いで多いのが児童自立支援施設入所措置。これが約10%弱。これに児童養護施設、知的障害児施設あるいは自立援助ホーム等への入所を加えますと、約13%ぐらいになるということでございます。

それから、児童の被虐待経験の有無ということですが、これは、ある年度を通して実際に児童福祉司等から子供・保護者に聞き取りをした調査でございますけれども、約24%ということですが、実際、児童自立支援施設ですと入所児童の約6割、少年院ですと約7割が、何らかの虐待を受けた経験があるといった別の調査結果もございます。ただ、私どもがこれを調査したときは、児童相談所に来たすべての非行相談でございますので、ちょっとした万引きでも、最近では警察はお店の方に、全部警察に連絡しろ、警察もまたそれは全部児相に送るといった流れもございますので、そういうものも含めた中での24%というのは、それなりの数字ではないかなと見ております。

それから、児相から家裁に送っている件数は、ここ10年間、徐々にではありますけれども、若干増加傾向にあるということになります。

それから、非行の改善要因。これはあくまで担当する児童福祉司、職員が、この子の改善に

についてはこの辺が一番大きな要因ではないかということをございますけれども、親の協力が一番でございます。それから、2番目には児童相談所による個別相談。また、その後も施設入所、一時保護ということでございます。学校との連携、関係機関との連携を合わせると、他機関との連携が非行の改善要因となった割合は約15%ということでございます。残念ながら、児童相談所がかかわりながらもなかなか非行が改善していかないというお子さんが約15%いるということでございます。

そして、保護者の状況ということで、実は児童相談所がかかわった非行相談の保護者の方は、実父母がそろっている御家庭が約40%でございます。実際に、実母あるいは実父のひとり親家庭が約42%ということで、非常に高い率を示しているのかなとは見ております。ちなみに、東京都全体での母子家庭の状況でございますけれども、約13%、父子家庭を入れても13%強という数字でございますので、そういう中でひとり親家庭の割合が42%というのは、非常に高い割合なのだろうと見ております。

次いで、少年鑑別所・少年院との連携という話に入らせていただきますけれども、実際に私どもが少年鑑別所と連携させていただく場面というのはそれほど多くはありません。当然児童相談所から家庭裁判所に送致させていただいたお子さんに観護措置がとられた場合には、鑑別所の方に面会に行かせていただいたり、あるいは児童相談所ではなくて、警察から直接家裁の方に送られて、今後児童相談所長送致あるいは児童自立支援施設送致が予定されるお子さんについては、事前に御連絡をいただいて鑑別所で面接をさせていただくということもございますけれども、それ以外の部分で直接鑑別所とやり取りをする機会は余りないのが現状です。

それから、少年院との連携については、以前は余りありませんでしたけれども、ここ数年でございますけれども、少年院の方からも、児童福祉司に援助を求めることができるという少年院法の規定に基づいて、仮退院後の帰住先について御相談を受けることがあります。少年院としては、子供は仮退院が十分できる状況にあるのだけれども、実際にその子を帰す家庭がない、あるいはとても帰せるような家庭ではないといったときに、御相談を受けるのが多くなってきております。また、このことについては、少年院だけではなくて、保護観察所などからも同じような形で御相談をいただくことが非常に増えてきております。

私どもは、御相談いただければ、当然18歳未満であれば児童福祉法の対象でございますから、何らかの対応ができないかということでももちろん検討はさせていただくのですが、非常に難しいのは、少年院を出て、実は高校に行きたいと言っている子がいるといったときに、そのお子さんを受け入れる施設となると、児童養護施設が対象にはなるわけですが、実際に

児童養護施設はそこまでの力量・ノウハウを持っていない。中には、当然のことながら、少年院でそれなりの矯正教育を受けて、仮退院可能だと判断されているお子さんですけれども、実際に出てきたときに、それこそ先ほどの星先生のお話ではありませんけれども、1か月たち、2か月たち、いつの間にか、「おれはネンショウ帰りだ」ということで施設の中で風を吹かされては、とても施設での対応が難しいというところが、非常に大きな問題点なのかなとは思っております。

もう一つは、自立援助ホームの利用について、先ほども星先生の方からお話があって、いわゆる補導援護等で保護観察所から支払われる経費は金額的にも低いので、児童相談所の措置にしてくれないかとの相談がなされるのですが、もちろん私たちも子供にとって何が一番いいのかということを考えてはいきますけれども、一番ひっかかっているのが、そのお子さんについてのケースマネジメントをだれがきちんと責任を持ってやっていくのかというところが一つ大きな問題なのかなと。当然、少年院の仮退院ということですと、更生保護法の2号観察の対象になるわけでございますけれども、2号観察になりながら、今度は児童福祉法上の措置をかけたときに、本当にどちらがケースマネジメントをうまくやれるのかと、そこは非常に大きな課題なんだろう。私どもが前々からお話しさせていただいているのは、2号観察のかかっている間は、できれば保護観察所が責任を持ってケースマネジメントをやっていただきたい。2号観察が切れた後であれば、それは児童福祉法上で、もしそのお子さんにとってまだ自立援助ホームあるいは児童福祉法の対応等が必要であれば、それは児童福祉法に基づいて児童相談所がやっていくことになるのではないかと考えております。

余り縦割りでどのように切ろうとは思っておりませんし、そのお子さんに対して援助できる機関が複数あればあるほど、援助できる機関としてはいいのだろうと。ただ、それぞれの援助をマネジメントする機関がきちんとないと、あっちがやっているはずだ、こっちがやっているはずだということですき間に落ちてしまっても、これは何にもなりませんし、あるいは、この年齢のお子さんとなるとなかなか難しいところで、良いとこ取りというのがあって、「あの先生にこういうことを言われたから、僕はこういうことをやっているんです」と言って、こっちを向くと、「児相の先生にこう言われたから、僕はこのようにやっているんです」と、何か非常にうまいところをすり抜けていくようなお子さんもないわけではないので、そのためには、きちんと主担当機関を決めた上で、主担当の中心に各機関がきちんと集まり情報交換をして、そのお子さんに本当にどういうことを言っているのか、どういう指導方針でやっているのか、これをきちんと確認していかないとなかなか難しいのかなと考えております。

ちょっと長くなりましたが、どうもありがとうございます。

○岩井座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのお話を踏まえまして、少年院・少年鑑別所との連携の在り方について、御意見をお伺いしたいと思います。社会復帰後と、それから児童相談所の場合は触法少年ですね。家裁送致件数は、増えてきているといいますが、かなり少ないんですね。どうぞ。

○毛利委員 影山先生にお尋ねします。児童相談所で児童福祉司の方が小さいときの子供の情報を持っていらっしゃるわけですね。児童福祉司の方などが子供と長くお付き合いされているわけですが、例えばその後に少年事件を起こしたときの調査官とか、あと少年院とかに、この児童福祉司の人の持っている情報が渡る仕組みはあるのでしょうか。

○東京都児童相談センター課長 少年が家庭裁判所の審判にかかりますと、家庭裁判所から調査嘱託ということでほとんど参りますので、その段階で基本的にケース、いわゆる書類についても、こちらの方から法律に基づいて提供するということです。また、調査官レベルで、ちょっと調査嘱託を送りますからという電話をいただいたとき、直接情報交換をさせていただくということは、子供の福祉を守る観点から実施しています。その後、それがどの程度少年院まで渡っているかというのは私にはちょっと分からないんですけれども。

○毛利委員 少年調査票にはそれが反映されていると考えていいんですか。

○東京都児童相談センター課長 はい。

○毛利委員 もう一つなんですけれども、非行の改善要因で、親の協力が重要ということですが、このために児童福祉司の人というのはどんな働き掛けをされているのかというのは、大変難しい親御さんが多いと思うんですが、少年院はそこはやらなければいけないとなっているんですが、余り経験がないところなので、児童福祉司の方がどうされているかというのを是非伺ってみたいんですけれども。

○東京都児童相談センター課長 親御さんの気持ちをどれだけ聞けるかなんだろうとっているんです。客観的に見れば、確かに学校の先生とかが「あの親では」などというのがあるんですけれども、お子さんの非行問題を抱えている親御さんというのは、今までさんざんみんなからいろいろなことを言われてきている。「あんたの態度が悪いから、あんたのしつけ方が悪いからこうなる」とか、それこそ学校から電話が来れば、「また〇〇ちゃんをけがさせました。親御さん、謝りに行ってください」ということになっていて、児童相談所でも初回に呼んだときは、またかと、「もうそのことはさんざん警察で言われました」というところから始まるわけです。ただ、何とかいろいろお話をしながら来ていただいたときに、私どもが心がけている

のは、「大変だったね」というところから始めて、「親御さんも本当に苦勞してきたんだよね。あなたも、本当はこの子がもうちょっとこうなってほしいと思っている」。そのところを何とかうまく聞き出していきながら、親御さん自身もいろいろそういう中で、自分がつらかった、自分だってこのようにしたかったんだけど、何かそういうたびに学校から呼び出されたり、もうさんざん大変な思いをしてきて、そうかといえば子供は言うことを聞かない。もうどうしたらいいのか分からない。そういうところをきちんとどうやって聞き取っていくか。そういう中で、何とかしろというよりも、では一緒に考えようと、そこが一番私どもは大きなポイントかなとは考えてやっております。

○影山委員 貴重なお話、本当にありがとうございました。

二つほどちょっとお伺いしたいと思います。一つは、自立援助ホームにしても、あるいは児相にしても、少年院から仮退院して、その子が18歳未満ということで、何とか相談に乗ってくれないかとか、引き受けてくれないかということでお引き受けになるような場合も最近は出てきているのかなと思います。そのときに、家庭裁判所での調査官の調査した結果を社会記録というんですが、そのような記録であるとか、あるいは少年院の中でどんな教育がなされてきて、この子に関してはどういう点に問題があり、またどういふことを何か月あるいは1年ぐらいの間にやってきたのかとか、そのような情報がどのぐらいその後お引き受けになるときに文章ないしは口頭で伝わっていくのか。あるいは、その子のケースに関して、しっかりとしたカンファレンスをし、ないしは引き継ぎを受けることができていくのか。あるいは受けた後、また少年院の法務教官の方とかといろいろな情報のやり取りをして、場合によってはサポートしていただくとか、少年院から出てきた子を受けたときに、受けたらもう少年院はさようならではなくて、少年院といろいろなキャッチボールがなおでき得るのかどうか、その辺りについて少し教えていただきたいと思います。

もう一つは、すみません、同じ名前の影山さんにお尋ねしますが、先ほどのケースマネジメントをどこがやるのかというのはすごく大事だというのは、私も全くそのとおりで思うんです。私も弁護士としていろいろなケースにかかわる中で、18歳未満でまだ児童福祉法対象の少年で、なおかつ非行を犯した少年の場合に、例えば児相ももっと絡めるのに、少年司法の分野にその子が行ってしまうと、家裁に行ってしまうたり、少年院に行ってしまうたり、保護観察になってしまったりすると、結構いろいろなところの児童相談所は引いてしまう。そちらはもう少年院がやっているし、保護観察所がやっているのだから、うちは受けられませんと。先ほど影山さんが言ったように、法的には受けられないわけではなくて、やってもいいわけで、いろ

いろな機関が多数でかかわっていくことの意味があるようなケースも恐らくあるんだろうと思うんですが、引いてしまって、なかなか受けていただけないような経験を私自身は何度かしたこともあるんです。例えば、仮退院後の保護観察所がかかわっているようなケースであった場合には、できれば保護観察所がケースマネジメントは主体でやってもらいたいという先ほどの御発言もあったんですが、では保護観察所にはどのぐらい本当に一人一人のケースに関してしっかりマネジメントして見ていける力があるのかということ、私は、場合によっては、その子の年齢にもよるし、その子のやった個々の非行にも違いはあるかもしれないけれども、専門的な児童相談所の見立てとか、そちらが主体になって動いた方がいいケースというのもそこそこあるのではないかなという感じたりはするんです。その辺りについて再度、もし何か御意見があれば伺いたいと思います。

○全国自立援助ホーム連絡協議会副会長 最近大分変わってきていると思うんですけれども、少年院との関係においては、基本は、関係機関というよりは保護者扱いという面が強くて、余り詳しい情報が来なかったりしたこともあって、それに関してはこちらからお願いをしていく中で、最近随分改善されてきているのではないかなという印象があります。大体、児童相談所もそうなんですけれども、自立援助ホームに入居の相談があるときは、「良い子なんですけれどもね」と、それは良い子だとは思うんですけれども、いろいろな問題があって、少年院からの話も何年か前に、火をつけてしまう子がいるということで、火をつけてしまう子と、あと幼児に性的ないたずらをしたとか、そういう子に関しては、ホームの存続にかかわるようなことになってしまうというのもあって、お断りせざるを得なかったというケースがあって、本当に行くところがなくて苦勞なさっているというのがありありと伝わってきたんですけれども、うちの方も本当に苦渋の選択でお断りをしたということがあって、だからそこまできちんと明らかにしてくれるようにはなってきていると思います。あとは、出た後の子供には、昔はかかわれないんだということで手紙のやり取りもなかったんですけれども、最近割と前と違って、元いたところの担当の教官と手紙のやり取りをしたり、励まされたりして、非常に励みになっている子もいたりしますので、その辺は、こちらから困って相談をしたということはまだ余りないですけれども、何となく変わってきているかなという印象を最近受けています。

○東京都児童相談センター課長 では、児童相談所から、一つ目についてまずお答えします。個別のケースなので、これがすべてかどうか分かりませんが、少年院から御相談があって、保護観察所も絡んで御連絡いただいて、少年院の記録をくださいというお願いをしたら、それは出せないと言われました。それで仮退院後の場所をと言われても、それでは検討できないです

よというやり取りをして、結果的に、では保護観察所がまとめた文書を出しますと。私も制度的に少年院のいわゆる教育とかそのプログラムをどの程度出せるのかは分からないですけども、そういう形でいただいたケースがありました。ただ、それは生の情報であろうが、あるいは加工したものであろうが、子どもは別にそれはどちらでもいいわけですから、本当にこういう形でこの子について教育をしてきたのだというところが分かれば、それはそれでいいのかなと思っております。

あとは実際、自立援助ホームとかにお願いしてしまうと、カンファレンスというところを見守る児童相談所が入所後に提案するという機会はなかなかないので、逆に自立援助ホームさんが主体的に少年院に問い合わせをされたり、あるいはそういうカンファレンスに児童相談所も措置している立場で出てくれということと呼ばれることはありますけれども、少年院と自立援助ホームでカンファレンスをやったという話はそれほど聞いていないです。

それから、二つ目の問題でございます。もちろん今、先生がおっしゃったように、割と多くの児童相談所で、司法が関与すると、それまでの指導をいわゆる解除してきて、そちらにゆだねるところをとっているのが現実だろうと思います。それは、一つの考え方としては、「船頭は二人要らない」ということもあります。少年に対してどこがきちんと責任を持ってやっていくのかということをはっきりさせるためには、一つの機関に絞った方がいいのではないかと、かなりそういう形で切られてきたのかなと思っております。ただ、そうは言いながらも、最近、子供の問題行動の背景に虐待の問題等が存在する観点から、虐待で児童相談所がかかわってきたお子さんが司法にひっかかったからといって、虐待の方を解除してしまうわけにはとてもいかないわけで、そういう意味では、その辺を契機に、司法の方で保護観察等を行ったとしても、児童相談所も児童福祉司指導をそのまま継続していくといったことは、当然考え方としては随分取り入れられてきているのかなと思ってます。

○岩井座長 ありがとうございます。

ほかに何かありませんか。どうぞ。

○毛利委員 星さんにお尋ねします。先ほどのやられていることが、泥と一緒にまみれるようなおつき合いをされている方から見ると、少年院で1年なり2年の間、ある種の少年院の色に真っ白に染まるようにされてきた少年が直面するだろう、少年院と星さんの施設との文化的なギャップですが、それをどう感じておられるかということと、それからもう一つは、少年院の職業訓練が実際に外に出たときにどの程度役に立っているか、率直なところをちょっと伺ってみたいと思います。

○全国自立援助ホーム連絡協議会副会長 少年院に行って良かったねという子は、たくさんいます。それで、行っても余り役に立たなかったなという子もいて、それは全体の流れの中で見ると、余り早く行き過ぎても、また行くなという私の感覚があって、要するに周りのたくさんの人たちがいかにかかわって、かかわって、最後にやはり行ってしまったかという感じで18歳ぐらいで行った子は、どちらかというと予後がいいような感じがします。余り安易に少年院に行ってしまうと、出てきてからもまた、先ほどの話ではないですけども、逆にそれをひけらかしたりするような、まだ大人になれない年齢で出てくると、そういうことが起こったりするのかなと。あとは、最近は本当に中でもいろいろなことを考えてくださっているんだと思います。いろいろ勉強したり、やる気がある子は、貴重な時間というか、落ち着いて自分のことを考えたり、いろいろな勉強ができる機会にもなるのかなとは思っています。あとは、いろいろな免許証を持っていて、「おれはこれもあるんだ、これもあるんだ」と、本人にとっての自信という意味では非常にいいのかなと思いますけれども、では実際にそれを使って就労して自立していけるかという、これは社会的な今の雇用状況もありますけれども、習得した技術で食っていくというのは今のところ余り……。中にはいないわけではないですけども、大工になった子などは東北少年院でやってきたことが非常に生かされた、そういう仕事をしている子ももちろんいるんですけども、それをいっぱい持っていたとしても、使うのは1枚だしというところで、それは自信という意味ではいいことだけれども、それほどいろいろ取らせてもどうかなのというのは私は感じますね、免許に対して言うと。だから、それよりは本人の自信の部分ですね。「君も頑張って、これだけできるんだよ」というところで、得るものは大きいのかなと思います。

○毛利委員 こういうことを少年院で学んできてくれると、後がこの子たちは楽になるだろうと思うものはありますか。

○全国自立援助ホーム連絡協議会副会長 私たちはもう同じところにおりてしまっているので、建前を語ってみても始まらないんです。それで、要するに私らは自分自身であることをいかに子供の前で出せるか。だから、時には本当に自己嫌悪に陥ったり、私たち自身がもうやっつけなくなりそうな不安を抱えながら、でも子供たちとつき合っているんですけども、どこかで「少年院の先生もおれと同じ人間なんだな」という思いが何か共有できるようなことがあるといいのかなと。いいところも悪いところも含めて、人間、いいところばかりではないので、だけれども生きていてもいいんだよと。悪いところはだれにもあるけれども、それは克服できると思ってやっているし、みんなそうやっていいところも悪いところも抱えて頑張っているん

だよというような、要するにその人が見えるということは子供たちにとってすごく必要なことなのではないかなと思います。建前でかかわっているのではないという、その思いが伝わるかどうかという、何かそういう機会ができると良いなと思っています。

○広田座長代理 今の質問に絡めてもう一つ。少年院の生活の仕方と、ある意味で対極だと思わんです。少年院だと、問題を起こさないようにする中で、ある種のルールに沿ってやる。お聞きしたいのは、そこからそちらのホームの方へ移られて、少年院とのギャップがあって、そこにまた再適応していくようなプロセスみたいなものがあるような気がするんですが、子供たちの変わり方などに何かお気づきの点があれば。

○全国自立援助ホーム連絡協議会副会長 私が思うのは、間合いのとり方というか、そこで非常にダイナミックにバランスをとりながら子供たちにかかわっていかねばいけないので、急に、とにかく少年院なり自立支援施設から来た子供たちに、自分で考えて何でも好きにやりなさいと。自立援助ホームの援助方針の基本にあるのが、主体性の保障という、過ちを犯す権利の保障というところで、後ろで見ているというのが基本になるんですけども、急激に、もう自分で考えてやっていいんだよというのが、逆にプレッシャーになってしまうような子供たちもいて、どうしていいか分からなくなって投げってしまうような人たちもいるときは、それはきちんと指導しなければいけないだろうなと思うんです。だから、一人一人本当にきめ細かく、この子にはどのようにかかわったらいいのかということ、常に相手を見ながら、間合いを測りながら、時には踏み込んだり、引いたりしながらやっていくということかなと思っています。それで徐々にこちらのペースに巻き込んでいくというか、ただそれに何年もかかる場合もあるので、それを通してやっていく中で、私はあきらめないよ、しつこいんだよということを知っていてもいいよというやり方だと思います。

○毛利委員 そのときに、過ちを起こしたときに、叱ったりとか、そういうことはされないんですか。

○全国自立援助ホーム連絡協議会副会長 いや、することもあります。

○毛利委員 そのときは何に気を付けていらっしゃるんですか。

○全国自立援助ホーム連絡協議会副会長 要するに、こちらの動機です。「何で君にかかわっているのか」という、「君に充実して幸せに生きていってほしいからやっているんだ」ということがある程度伝わっていれば、こっちも好き勝手に怒鳴りつけたり、「おまえ、何やってるんだ」と言えるんですけども、そこも相手を見ながらです。そういう信頼関係ができていないのに、怒鳴らなくても、ちょっと一言言っただけでもう切れてしまうこともありますから、

気を付けているということは、そういうことだと思います。相手とこちらとの今の関係がどうなのかということです。ですから、そのようにしていったときに、それは失敗することはもちろんありますし、だから、こっちはいかに自分の感情のコントロールができるかということで、かっかするときももちろんあるし、かっかして間違えることもある。「おまえも間違えるけれども、おれも間違えるので、ごめんなさい」と、それは謝るしかないと思うので、「こんなに未熟な私ですが、あきらめずについていきますよ」と、またそういうところでごちゃごちゃしながらやっていくんだけど、存在を否定するようなことは言ってはいけないことだと最後には思っています。こっちもかなり頭にきて怒鳴ったりすることも出てくるんですけども、そこにいる子の存在を否定するようなことはあってはならないことですから、そこだけは気を付けています。

○市川委員 この会議の中でも、少年院や鑑別所の教官や技官のスキルアップはどうしたらいいかという話が随分話題になったんですが、自立援助ホームなどはどのようなことをしていらっしゃるんですか。

○全国自立援助ホーム連絡協議会副会長 これが実は今本当に問題になっていまして、お金が出ないときは、これはお金が出ないけれども、子供が目の前にいて、この子を何とかしないといけないんだ、だからやるんだと言って、寄附を集めてでもやってきた人たちは、そういう時代があって、その時代は、私たちは英雄時代と呼んでいるんですけども、伝説の時代で、各ホームにはその顔になる、三好さんとか甲斐さんとか、いろいろな人がいました。それでそのエピソードがあちこちに出回って自立援助が有名になったんですけども、まだまだ職人芸的なところがあって、私などもどっちかというところとそういう勘と経験がかなりの重要性を占めているようなやり方をしている者なんですけれども、これをどう乗り越えていくのかということは今問題になっておりまして、全国協議会でも、私は実は研修委員長も兼ねているんですけども、西澤（哲）先生などにおいでいただいて、そういう子供をいかに理解するのか。とにかく愛着障害とかPTSDとか発達障害の子供たちも、普通ではないというか、我々の狭い物差しでははかり切れない人たちがどんどん入ってきますので、そこを理解して、こちらが太刀打ちできるような知識をとりあえず身に付けなければいけないので、そこをやっていくことが急務であろうという話をしております。まだまだこれからなので、ちょっと頑張らないといけないかなという感じです。

○岩井座長 何か御意見はございませんでしょうか。どうぞ。

○徳地委員 先生、今日はありがとうございました。

星先生にちょっとお伺いしたいんですが、先生は平成9年に「星の家」を立ち上げられたと思うんですけども、ちょうど私が栃木の施設にいたときに先生との出会いがあったんです。先生は今まで何回か教育テレビに出まして、「星の家」の紹介が何回かありまして、私もその都度、先生の大変なお仕事の姿を見ております。最近、特に先生の施設の中でも、精神的に非常に大きな問題を抱えている非常に多くの入所生がいるとのビデオをこの前見たのですが、そのような子供に対して、あのビデオを見たとき、まずは仕事に行けないということが一つあったかと思うんですが、先生は先ほど言われましたとおり長い目で見てあげるということで、そういう子供とずっと長く生活するということと、先生のところが一番大変なのは、奥さんと一緒に夫婦で仕事をやっているというところかと思うんですが、当然これは奥さんの協力がなければやっていけないかと思うんです。そういう点で私が先生にちょっとお伺いしたいのは、今まで108名の子供と一緒に生活したということなんですけれども、108名の子供の中で、どうしても処遇が非常に難しいという子供のケースの場合、先生のお考えで家裁送致したことがあるのか。それとまた先生がそういう子供と長くつき合う一つの秘訣といたしまして、それについてちょっとお伺いしたいんですが。

○全国自立援助ホーム連絡協議会副会長 当然、家裁の方をお願いして、少年院に行ってもらった子もおります。それで、要するにわけが分からなくなってしまう子がいるんです。それは虐待の後遺症でしたけれども、自傷が始まって、それから、あとはこちらとの関係ができてくるに従って、どうしても子供たちは退行しようとするので、そここのところでうまく調節できればいいんですけども、ちょっと受け入れ過ぎると、退行をどんどんしてしまって、もう歯止めがきかなくなって、そうすると今度は部屋でラジカセをフルボリュームでガンガン鳴らして隣近所に迷惑になるような音を出して、私を呼ぶんです。行くと、やめさせようと思っても、それをやめる、やめないの押し問答になって、そうしているうちに今度は物に当たって、大きなサッシのガラス窓を3枚ぐらいい破られて、その子は本当に突然それが始まるので、最初は1か月に1回、2回だったのが、だんだん増えてきて週1になり、週1はちょっときついなど。月1回、2回だったらつき合っ。その子は後ろから押さえてしばらく1時間ぐらいうると、私が筋肉痛になってしまうんですけども、押さえていると、要するに声に出させるようにすると、いろいろしゃべってくれて、「チクショウ」とか始まって、何に怒っているんだという話をさせると昔のことがいろいろ出てきて、一通りしゃべるとぐたっと力が抜けて、「ああ、やれやれ」というところで、それが月1だったらやるかと思っていたんですけども、週1はちょっと体力的にももたないし、そうこうしているうちに頻回にどんどんなってきたので、ガ

ラスを割ったときに、雨がショボショボ降っているのに外で私は必死で押さえ付けながら、もう駄目だなという天の声が聞こえてきて、もういいのではないかという話になったときに、警察を呼んで、器物損壊で連れていってもらって少年院に行った。そういうことはもちろんあるし、そういう子供たちとつき合うときに、私はもともとはぐうたらとか不まじめなところがあるんで、続けていられるんだと思う。まともに太刀打ちしたら、いくら私にエネルギーがあっても足りないんです。それは人からもらう、私が人に依存するということを心がけているし、だからいろいろな人に迷惑をかけているんです。「ごめんなさい、ごめんなさい」と言いながらサボって我が身を守りながらつき合っていくということです。

別の子ですけれども、15、16歳で来て、その子は性虐待のひどい子だったんですけれども、手のつけようがない。要するにシンナーを持ち込んで吸う、他の子から金を巻き上げる、ちょっと言うとピイツと出ていってしまっただけで、また夜中に潜り込んで帰ってくるとかということをやっていた子がいて、これは10年がかりでかかわりを持って、飛び出していくんだけれども、困ると帰ってくるということだけが救いだったんです。そういう細い糸で少しずつたぐって行って、10年たってやっと病院につなげて、要するに睡眠障害が出ていて、「眠れないんだ。悪夢にうなされて、もうどうしたらいいか分からない」と言ってきたので、「それだったら、ちょっと楽にしてくれそうなところがあるよ」と言って病院に連れて行って、結果それが生活保護につながって、要するに自立へのプレッシャーを取り払ってやったところでようやく落ち着いた生活がここ2、3年できて、それで今26歳ですから、そういうエネルギーがある子ほど、すんなりこちらの言うことは聞いてくれないんです。馬を水辺まで連れていくのは人間けれども、水を飲むのは馬だと言いますけれども、連れて行くことすら拒否して走り回って暴れ回っている人が、本当にぎりぎりのところまで来て、水を飲みますよという話で来た。そのぐらい時間がかかることです。

最後にちょっと話し忘れたことを言いますと、パーマネンシーという言葉がありますけれども、児童相談所などでもその辺は非常に苦慮なさっているところだと思うんですが、この子とだれが一体一緒に生きていってくれるのか。アメリカなどでは、そういう関係がしっかりできていない子を社会的養護の枠組みから放り出してはいけないということになっていると聞きますけれども、自立援助ホームが一つそういうところとして、いつまでもつき合うよというところとしてあるんですけれども、うちで全てそれをやるわけにはいかないですから、いかにそういうことを探していくか。これはどこでやるのかという話が先ほどありましたけれども、そういう意味で保護観察になっている子たちとか、少年院も鑑別所もそうだと思いますけれども、

ケースワークの視点というか、この子はどのように社会の中で生きていくのだろうかということを考えながらやっていていただけたらと思います。

○岩井座長 何かほかに御意見はございますでしょうか。どうぞ。

○石附委員 とても暗いお話の中で光が見えるようなかわりをお教えいただくこともできて、本当に印象深かったんですが、こんな中で、だれがこの子と生涯つき合っていけるか、あるいは生涯でなくても寄り添っていけるかということについて、こういう場合にこういうものがあったとか、何かそういう事例がございますでしょうか。

○全国自立援助ホーム連絡協議会副会長 「腐れ縁だから、死ぬまでくっついていくぞ」とは言うんですけども、本当にみんなに死ぬまでついていけるわけがないので、これはよくしたもので、落ち着いてくれば、新しい関係ができてくるんです。だから、私が先ほど言った子も、ようやく落ち着いた生活を2年ぐらい続けて、女の子だったんですけども、彼氏ができて、私が本当にうれしかったのは、その彼氏が釣りが好きで、休みの日には釣りに行くんだと。その子がおにぎりをつくって、弁当を持っていくという。しかも彼氏の家族と一緒にいくという。そこで受け入れて、そういうコミュニティーがまた新しくできてきたというところが、私は本当にうれしかったんですけども、新しい家族をつくるんだと。今まで自分が生まれ落ちたところはとんでもないところだったけれども、だれかからの支援があれば、新しいそういう家族ができるんだ、ホームがつくれるんだということを何とか分かってもらいたいと思いますし、それこそその子は結婚式のときに私に「バージンロードを一緒に歩いて」と言ってくれたんですけども、だれかに渡せるという、早くそういう人をつくっていくことだと思うんです。そうしないと、どんどんたまっていつつぶれてしまいますので、そういう形でやっていただけたらいいなと思っております。

○石附委員 虐待などの場合は、家族の再統合ということを生懸命考えますけれども、その限界にきている子供たちですね。そういう子供たちが、新しい家族を作るというか、新しい発展をすることができる力として、今は星先生がその中心になっていらっしゃるんですけども、実際、社会内ではどういふことをすることが、あるいは少年院から仮退院したときに、更生保護施設に行っても成人と一緒に施設でもありますので、なかなかよりどころがない、落ち着けないということもあります。そういう中で何か先生のお考えというのはございますでしょうか。

○全国自立援助ホーム連絡協議会副会長 考えはないわけではないんですけども、これは社会全体が変わっていくしかないんだろうなという思いがあります。そもそも児童福祉法で18歳を過ぎると、自立援助ホームは例外的に20歳まで例外的に見てもらっていますけれども、

法律は法律，制度は制度ですから，そこから出てしまった子供をいつまでも追いかけていくというのは，これは私らにとっても仕事にはならないんです。でも，例えば保護司さんがいらっしゃって，保護司さんによってはそういう役割を果たしてくださっている方も何人か私も存じ上げているんですけども，社会全体がそういう子供たちを，子供とはもう言えないんですけども，いかに受け入れる社会になっていくのか，そういうコミュニティーを形成していくのかというのが最終的な課題になっていて，これを要するに税金に基づいた予算を付けて制度で何とかしようと思っても，これは完全に限界がくると思います。まだまだやることはあると思いますけれども。そのときに，「新しい公共」ではないですけども，単に例えば児童相談所なり裁判所なりに要求だけするのではなくて，みんなでそういう子たちを支えていくような世の中をつくっていくしかないのかなと思っています。具体的には，すみません，まだ余り出てこないんですけども。

○廣瀬委員 影山先生に伺いたいのですが，最初に座長もおっしゃったことですけども，児相で，虐待などでかわられた子がその後ほかの非行を犯したりして，少年院や鑑別所との連携はあると思います。しかし，少年非行，触法少年について，少年法が本来予想しているのは，児相の事件も一定数は，家裁に送られ，そのうち一定数が鑑別所・少年院にも送致される，そういう形，正規のルートとも言うべきもの，そういう連携が当然想定されていたと思うのです。しかし，東京都だけの数字を見ても，児相全体の事件数に対して家裁に送っているのは極めて少ない。もちろんそれらがうまくいって少ないのであれば結構なのですが，このデータでも，改善要因というところで「改善せず」というのが15%ぐらいあります。けれども，家裁にはそんなには来ていないですね。この辺は何か隘路があるのでしょうか。僕は，少年審判を十数年やり，少年法をずっと勉強してきて，家裁から児相に送る事件も非常に少ないので，相互にもっとパイプを太くした方がいいのではないかと前から言っているのです。何か制度的な問題などがあれば，それを教えていただければと思いますので。

○東京都児童相談センター課長 確かに，家裁送致件数は非常に少ない数でございます。少年法が改正されて送致等の規定が盛り込まれましたけれども，実際に送られてくるのは非常に少ないんです。これは，警察がどうこうというよりも，事件自体が非常に限定されているのかなと見ております。いわゆる重大事件ということで送られてきても，実際には，罪名は電気往來危険とかといろいろ書いてあっても，よくよく中を見ると，置き石。置き石と言っても本当に遊び半分で小さな石を置いたとか，もちろん重大な事故になる可能性は否定できませんが，小さい石を置いたような事件であるとか，放火で送られてきても，火遊びの延長線といったケ

ースがほとんどです。そういう意味では、重大事件で原則家裁送致しなければいけない1号事案と言われている方が、意外に家裁に送っていません。東京都で言えば、そうではなくて、警察官が家裁送致が必要と判断された2号事案や、あるいは送致ではなくて別の形で児相が関与したケースの方が、児童相談所として、この子は少年院等の指導が必要だろうというところで家裁に送致させていただく方が多いのかなとは思っています。

○廣瀬委員 原則家裁送致事件が少ないのは、今の説明で分かります。しかし、改正以前から、犯罪白書等の統計を見ても、触法少年の事件は、例年大体2万件ありますね。けれども、家裁に来る件数というのはせいぜい数百です。この東京都の数字を見せていただいても、2,000件近くあるうちで20何件ということですね。だから、重大事件ではなくても、家裁の調査審判にかけた方がいいという事件はもう少しありそうな気がするのですが、そこはいかがなのでしょうか。

○東京都児童相談センター課長 家裁の調査官の方などもやり取りを時々させていただいて、少年審判で、そんな事件では少年院にはとても入れられません、では保護観察にするか、あるいは児童相談所長送致で戻すかとなってしまくと、なぜ少年審判なのかというところで、なかなかそういうところにはなじまない。実務的にやっている中で、どうしてもこれはというのは、事実否認をされた場合などは、家裁送致を検討しています。事件自体は、これは児童相談所の調査の限界性もありますので、本人が否認をしていたりした場合には、本人・保護者の方の了解の上で、ではこれは家裁でその辺をきちんとやらしてもらおうということで送ることももちろんあります。ただ、そう言いながらも、実際、では私どもが家裁に送って、これが保護観察になってどうなのかなというところを考えると、この子にとってはまだまだ児童相談所が指導していった方が良いのではないかと、非常に少ないのかなとは思っているんですが。

○廣瀬委員 そうすると、例えば保護観察をもっと強化されて、十分に実効性があるということになってくれば、少し動くということですかね、簡単に言いますと。

○岩井座長 最後まで面倒を見る人が必要だというお話で、でも児童相談所の方は18歳でパッと切るわけですね。そのところをどのようにつないでいращやるのでしょうか。

○東京都児童相談センター課長 確かに、児童相談所は法的には18歳以上の相談は受けられませんから。ただ、そうはいつでも、20歳過ぎた子がたまにふらっと来ることはあるんです。しかし、残念ながら、児童相談所は非常に人事異動が激しくて、3,4年するともうみんな変わってしまうような状況で、それを考えると、施設の先生とか、こういうところがかかわっていく必要は非常に大きいのかなという思いはあります。

もう一つは、東京都が数年前から始めているのは、児童自立支援施設を退所したお子さんについて、地域の民生委員さんと主任児童委員さん、この方たちに児童自立支援施設退所後のサポートをお願いしています。最初始めるときに、サポートと言って、民生委員さんたちは「えっ、そんなのはできない」という話がありましたけれども、とにかく声をかけてくださいと、そのレベルをお願いしたんです。そんな難しい指導をしなくて結構です。「元気でやっているか。どうしているか」と、この一声をかけてくれということでやっていて、それは子供たち以後で話を聞くと、非常に強い、何かうれしかったと。事業としては半年、1年ぐらいで一回終わってしまうんですけども、事業は終わっても、地域に住んでいる民生委員さん、主任児童委員さんですから、当然、街で会えば声かけられるというところは非常に大きな力になったということで、今はまだ細々とやってはいるんですけども、そういった地域の、本当に地域に密着した方々の力とか、あとは施設の先生方の力、ここは大きいのかなと。私も10数年前、施設職員をやっていて、なかなか児童相談所でかかわった相談ケースは余り児童相談所の援助終了後に「先生」と言って連絡はこないのですが、施設でかかわった子は15年、20年たってもいまだに携帯に電話してきて、「先生、こんなことがあって困ってしまった」とか相談が寄せられることもあり、制度として児童相談所がいつまでも受けますというよりも、人間関係の中で何か困ったときに相談できるチャンネルがこんなにある、あなたにはこういうところにいつでも相談できる場所を広げておいてあげることの方が、一つ大きいものになるのかなとは思っております。

○岩井座長 どうもありがとうございました。

はい、どうぞ。

○本田委員 可能性として、どこの施設がやっていただけるかなというのでお答えいただきたいんですけども、親に対しての親教育プログラムは、日本が一番欠けているんです。アメリカの場合だと、虐待とか非行の場合は、児童家庭局できちんとプログラムを組んでやってくださるようになるんですけども、児童相談所の場合だと、相談という形で、親のサポートグループというのがシステムティックになっているところはまだないですね。やっているところもありますか。

○東京都児童相談センター課長 東京都で一部やっています。

○本田委員 そういった家庭を再生していくための親御さんに対しての支援というのは、どこが責任を持ってきちんと中心になってやれるのか。もし可能性があるとしたらどこなのかというのをお答えいただけるとありがたいんです。親代わりはしてくださっているんですけども。

○全国自立援助ホーム連絡協議会副会長 実は自立援助ホームを10年もやっていますと一回転してしましまして、今度は親支援になっていくんです。うちのOB・OGが必然的に親になっていきますので、私の孫のような、うちにいたOB・OGの子供が十何人もおります。時々夜中に電話がかかってきて、夫婦げんかの仲裁に行ったり、子供を虐待しそうでちょっと危ないという子は気にして時々連絡をこっちからしたりしているんですけれども、今、例えば栃木県でやっているところは、親子ぐるみの支援というか、親の相談というか、なかなか、まだ専門性が確立されていないので、虐待をした親のグループというところまではいかないんですけれども、民間NPOでそういうことをやらなければいけないのではないかという動きが出てきています。これからは、そういうところがどんどん必要なことをやっていってしまうというか、お金をいろいろなところから集めてきてやってしまうというのも一つの手かなと。行政を突っついているだけではちが明かないので、自分たちでやってしまおうというのが、うちもそんなんですけれども、我々NPOの心意気というか、そういうものはあると思います。児童相談所にやれと言っても多分無理だと思うので、そんなところだと思います。

○東京都児童相談センター課長 児童相談所も、地域児相などですと、非行の親グループとか、試行的にやっているところは幾つもあるんです。ただ、必ずしもすべて児童相談所がそれを担うのかとなると、なかなか難しい部分があるし、非行の子はまた別にしても、特に虐待等になってくると、分離して引き離れた児童相談所が今度は「お母さん大変ですね」と、これはなかなか難しい部分もあるので、プログラムはプログラムとして幾つか開発とか、いろいろなことを考えていかなければいけないと思いつつも、それを担っていくのは、今、星先生がおっしゃったように、民間のNPOであるとか、あるいはもし行政がやるとなれば、もっと市町村レベルでの支援ができるような、児童相談所が連携したかわりなのかなとは思っています。

○岩井座長 ありがとうございます。

それでは、かなり時間が経過いたしましたので、この辺でまとめますと、非行少年にかかわる人たちというのは、最後の社会復帰を共通に目指しているわけですが、非常に困難をきわめる問題だと思われます。社会内での施設の役割というものは、少年にとっては一番の安住の先ということですから、できましたら鑑別所や少年院と帰宅後の社会の受入施設というものの連結を密にして、できるだけスムーズに社会に復帰できるような体制を作っていくべきということだと思います。

それでは、本当に長時間、どうもありがとうございました。影山様、星様、本当にありがとうございました。

それでは、後に用意していました課題が少しできなくなりましたが、他の社会施設との連携も非常に必要であると皆さんもお考えになっていると思いますので、ここで閉会にさせていただきます。

次回第13回会議は、10月28日木曜日、法務省地下1階大会議室で行います。そこでは、今後における我が国の少年矯正の法的基盤整備の在り方について議論する予定といたします。本日は、ありがとうございました。

午後 5時00分 閉会